

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年4月8日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-6387-5000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	野村ファンドラップ外国株 Aコース
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	野村ファンドラップ外国株 Bコース
	野村ファンドラップ外国株 Aコース
	2兆円を上限とします。
	野村ファンドラップ外国株 Bコース
	2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、2021年10月8日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に変更がありますので本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。

第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況

第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況

また、それ以外の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部__は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

（1）ファンドの目的及び基本的性格

<更新後>

ファンドは、投資一任口座の資金を運用するためのファンドです。

①日本を除く世界の株式市場のパフォーマンスを中長期的に上回る投資成果を目指して運用を行います。

◆複数の投資信託証券（ファンド）への投資を通じて、世界の株式[※]に幅広く分散投資することにより、日本を除く世界の株式市場のパフォーマンスを中長期的に上回る投資成果を目指して運用を行ないます。

※新興国の企業の発行する株式（新興国株式）を含みます。

②野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（NFRC）が行なう投資信託証券の評価等による助言に基づき、定性評価・定量評価等を勘案し、世界の中から株式の運用において優れていると判断した投資信託証券（ファンド）に分散投資します。

◆運用にあたっては、ファンドの評価を専門的に行なっている「野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（NFRC）」の助言に基づき、世界の中から選んだ複数の運用会社の優れていると判断したファンドに分散投資を行ないます。

③為替変動リスクをヘッジ(軽減)するAコースと、ヘッジしないBコースがあります。

④年2回の決算時（原則1月・7月の各20日）に基準価額水準等を勘案して分配します。

◆ファンドは、原則として1月・7月の各20日（同日が休業日の場合は翌営業日）に決算・分配を行なうことを基本とします。

各ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券は、ファミリーファンド方式[※]で運用するもの、直

※ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみです。

指定投資信託証券の名称について「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。

受益権の信託金限度額は、各ファンドにつき1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

(野村ファンドラップ外国株 Aコース)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型 追 加 型	国 内 海 外 内 外	株 式
		債 券
		不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を除く)		
一般	年2回			
大型株		日本		
中小型株	年4回			
債券		北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
一般	年6回 (隔月)	欧州		
公債		アジア		
社債	年12回 (毎月)	オセアニア		
その他債券 クレジット属性 ()	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信	その他 ()	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

（野村ファンドラップ外国株 Bコース）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型 追加型	国内	株式
	海外	債券
		不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	欧州		
	日々	アジア		
不動産投信	その他 ()	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
		アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（３）ファンドの仕組み

<更新後>

■委託会社の概況(2022年2月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月 1 日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月 1 日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月 1 日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2 投資方針

（１）投資方針

<更新後>

[1]信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行ないます。

◆日本を除く世界の株式市場のパフォーマンスを中長期的に上回る投資成果を目指して運用を行ないます。

[2] 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（NFRC）が行なう投資信託証券の評価等による助言に基づき、定性評価・定量評価等を勘案し、世界の株式の運用において優れていると判断した投資信託証券に分散投資を行ないます。

◆投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。

なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。

[3]投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

◇投資信託証券への投資を通じて、実質的な株式(当該投資信託証券が実質的に保有する株式を勘案します。)の組入れが高位となることを目途として、投資信託証券への投資を行なうことを基本とします。

[4]「Bコース」はMSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス（除く日本、円換算ベース）^{※1}をベンチマークとします。なお「Aコース」についてはMSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス（除く日本、円ヘッジベース）^{※2}を参考指数とします。

※1 「MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス（除く日本、円換算ベース）」は、MSCI All Country World Index ex Japanをもとに、委託会社が円換算したものです。

※2 「MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス（除く日本、円ヘッジベース）」は、MSCI All Country World Index ex Japanをもとに、委託会社がヘッジコストを考慮して円換算したものです。

◇ベンチマークまたは参考指数は株式市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

※ MSCI All Country World Index ex Japan は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

[5]投資対象ファンドの選定やポートフォリオ構築に際しては、定性評価を重視し、ファンド間の投資手

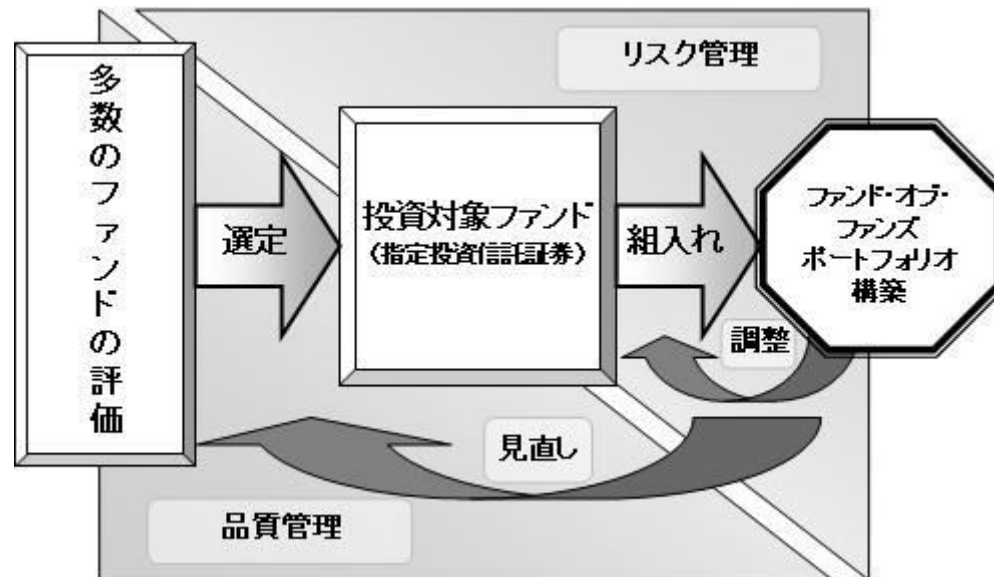
法の違いにも着目して、幅広い収益機会を追求できるよう、配慮します。

[6]投資対象ファンドとファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、継続的に投資比率を調整

します。また、投資対象ファンドを適宜見直すことで、全体的な品質[※]の維持・向上を目指します。

※運用体制、運用プロセス、情報開示等の観点から、定性的に評価するファンドの期待度・信頼度をいいます。

[ファンド・オブ・ファンズの運用プロセス(イメージ図)]



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(参考)野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（NFRC）について

野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（NFRC）は、投資信託、年金運用機関、オルタナティブ(代替)投資商品など、様々な運用商品・運用機関の分析・評価を主たる業務とする、野村グループの投資顧問会社です。

（２）投資対象

＜更新後＞

世界の株式に実質的に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

※各ファンドは、主として、世界の株式（新興国の企業の発行する株式（新興国株式）を含みます。）を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資します。

なお、デリバティブの直接利用は行ないません。

各ファンドが投資する投資信託証券は、外貨建資産の為替ヘッジ方針について、各々以下のものに限定することを基本とします。

[Aコース]

- 実質的な外貨建資産について、為替ヘッジ（新興国通貨等に対する先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。）を行なうことを基本とするもの。
- 実質的な外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、原則として当該投資信託または当該投資信託が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円での為替ヘッジ（新興国通貨等に対する先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。）を行なうことを基本とするもの。
- 上記に類するもの。

[Bコース]

- 実質的な外貨建資産について、為替ヘッジを行なわないことを基本とするもの。
- 上記に類するもの。

- ◆世界の株式を投資対象とする円建てあるいは外貨建ての上場投資信託証券（ETF）に投資する場合があります。Aコースにおいて外貨建てのETFに投資する場合には、原則として当該ETFを通じて実質的に保有する外貨建資産に対して、当該ETFの対象指数やベンチマークの通貨配分をベースに為替ヘッジ（新興国通貨等に対する先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。）を行なうなど為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

◇各ファンドは、各々以下に示す投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

Aコースの指定投資信託証券	Bコースの指定投資信託証券
グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドF （適格機関投資家専用）	グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドFB （適格機関投資家専用）
野村DFA海外株式バリュートファンドF （適格機関投資家専用）	野村DFA海外株式バリュートファンドFB （適格機関投資家専用）
サンズ・グローバル・エクイティ（除く日本）F （適格機関投資家専用）	サンズ・グローバル・エクイティ（除く日本）FB （適格機関投資家専用）
ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ（除く日本）F（適格機関投資家専用）	ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ（除く日本）FB（適格機関投資家専用）
野村ウエリントン・グローバル・オポチュニスティック・バリュート（除く日本）F（適格機関投資家専用）	野村ウエリントン・グローバル・オポチュニスティック・バリュート（除く日本）FB（適格機関投資家専用）
ベイリー・ギフォード米国成長株ファンドF（適格機関投資家専用）	ベイリー・ギフォード米国成長株ファンドFB（適格機関投資家専用）
MFS欧州株ファンドF（適格機関投資家専用）	MFS欧州株ファンドFB（適格機関投資家専用）
ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）	ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドFB（適格機関投資家専用）
ノムラ・ワールド（除く日本）エクイティ・ファンドF＜外国籍投資信託＞	ノムラ・ワールド（除く日本）エクイティ・ファンドFB＜外国籍投資信託＞
iシェアーズ MSCI ACWI ETF＜外国籍投資信託＞	
iシェアーズMSCI米国・バリュート・ファクター ETF＜外国籍投資信託＞	
iシェアーズ・エッジMSCIヨーロッパ・バリュート・ファクターUCITS ETF＜外国籍投資法人＞	
インベスコ QQQ信託シリーズ1＜外国籍投資信託＞	
ノムラアカディアン新興国株ファンドF（適格機関投資家専用）	ノムラアカディアン新興国株ファンドFB（適格機関投資家専用）
GIMエマージング株式フォーカスF（適格機関投資家専用）	GIMエマージング株式フォーカスFB（適格機関投資家専用）
ティー・ロウ・プライス 新興国ディスカバリー株式ファンドF（適格機関投資家専用）	ティー・ロウ・プライス 新興国ディスカバリー株式ファンドFB（適格機関投資家専用）

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢ－新
興国株式FC＜外国籍投資信託＞

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢ－新
興国株式FD＜外国籍投資信託＞

※上記は2022年4月8日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

※指定投資信託証券の名称について「（適格機関投資家専用）」の部分を省略して記載する場合があります。

※上記指定投資信託証券は世界の株式を実質的な投資対象とする指定投資信託証券であり、同一行にある指定投資信託証券（例えば「グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドF」と「グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドFB」）は、為替ヘッジ方針が異なるのみで、その他の実質的な運用方針は基本的に同一のものです。

これら二つの指定投資信託証券をまとめて、例えば「グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドF/FB」と表記する場合があります。

為替ヘッジ、収益分配方針については以下の通りとなります。

	Aコース	Bコース
	為替ヘッジあり	為替ヘッジなし
分配なし	F	FB
分配あり	FC	FD

①投資の対象とする資産の種類(約款第17条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲(約款第18条第1項)

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)

のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
4. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第4号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

③金融商品の指図範囲(約款第18条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 ②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)の投資方針、関係法人、信託報酬等について、2022年4月8日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです(個別に時点の記載がある場合を除きます。）。

今後、指定投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託

証券に追加となる場合等があります。

投資の基本方針のうち＜収益分配方針＞につきましては、以下の通りです。

[各F／FB]

- ・運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。

[各FC／FD]

- ・各投資信託証券により異なります。

詳しくは、各投資信託証券の「(E)投資方針等（4)収益分配方針」をご覧ください。

※指定投資信託証券の名称について、「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

※指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

グローバル・エクイティ (除く日本) ・ファンドF/FB (適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるグローバル・エクイティ (除く日本) ・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界各国 (新興国を含みます。) の株式 (DR (預託証券) を含みます。) に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

グローバル・エクイティ (除く日本) ・ファンドF (「F」といいます。) は、MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジあり)^{※1} をベンチマークとします。ま

た、グローバル・エクイティ (除く日本) ・ファンドFB (「FB」といいます。) は、MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジなし)^{※2} をベンチマークとします。

※1 「MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジあり)」は、MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジなし)」は、MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、「グローバル・エクイティ (除く日本) ・マザーファンド」 (「マザーファンド」といいます。) を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限（2009年4月9日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	G Q G ・ パートナース ・ エルエルシー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.785%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①株式への投資にあたっては、企業の財務状況および収益性、株式の流動性等の観点から、定量的に投資候補銘柄を選別します。
- ②投資候補銘柄について、個別銘柄のファンダメンタルズ分析に基づき、国・地域や業種の分散を勘案したポートフォリオを構築します。
- ③株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。
- ④Fの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- ⑤FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥GQG・パートナーズ・エルエルシーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑦資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑥新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑦同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑧同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

野村DFA海外株式バリューファンドF/FB（適格機関投資家専用）**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託である野村DFA海外株式バリューマザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界各国の株式に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

(B) 信託期間

無期限（2020年10月8日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・エル・ピー ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・リミテッド ディエフエー・オーストラリア・リミテッド ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・ピーティーイー・リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.40%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

日本を除く世界各国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①株式への投資にあたっては、企業の収益性および時価総額、株式の割安性等の観点から定量的に投資候補銘柄を選別します。

②株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

③Fの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④下記投資顧問会社にマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

・ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・エル・ピー

・ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・リミテッド

・ディエフエー・オーストラリア・リミテッド

・ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・ピーティーイー・リミテッド

⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

④投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

- ⑥外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑦新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑧同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑨同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

サンズ・グローバル・エクイティ（除く日本）F/FB（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるサンズ・グローバル・エクイティ（除く日本）マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

(B) 信託期間

無期限（2021年4月8日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	サンズ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.65%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①株式への投資にあたっては、個別企業の調査・分析等に基づいたボトムアップアプローチにより、企業の経営戦略や財務戦略などを通じて長期的な株主資本成長や利益成長が期待できる銘柄を選定します。
- ②株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ③Fの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④サンズ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑥外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑦新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑧同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑨同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。
- ⑪一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ（除く日本）F/FB（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ（除く日本）マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

(B) 信託期間

無期限（2021年10月7日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ウィリアム・ブレア・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.65%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①株式への投資にあたっては、定量分析により銘柄群の絞込みを行なった後、マクロ経済見通し等を考慮しつつ、企業の質、バリュエーション、収益のトレンドなどの観点から分析を行ない、成長力とバリュエーションのバランスを勘案して組入銘柄を決定します。
- ②株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ③Fの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ④ウィリアム・ブレア・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑥ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑦ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

野村ウエリントン・グローバル・オポチュニスティック・バリュー（除く日本）F/FB（適格機関投資家専用）**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託である野村ウエリントン・グローバル・オポチュニスティック・バリュー（除く日本）マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

(B) 信託期間

無期限（2022年4月7日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

マザーファンドの 投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー
--------------------	-----------------------------

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.65%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

日本を除く世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①株式への投資にあたっては、短期的に株価が大きく下落した銘柄のうち、財務の健全性や成長性があると判断される銘柄について、株価下落の要因と今後の株価上昇の可能性を分析し、投資候補銘柄を選定します。
- ②株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ③Fの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤同一銘柄の上場投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑦外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑧新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑨同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑩同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内と

します。

- ⑪一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑫一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ベイリー・ギフォード米国成長株ファンドF／FB (適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは親投資信託である三菱UFJ国際 ベイリー・ギフォード米国成長株マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、主に米国の金融商品取引所等に上場や登録等をされている株式等（DR（預託証書）を含みます。以下同じ。）に実質的に投資を行い、主として中長期的な値上がり益の獲得をめざします。なお、米国外の金融商品取引所等に上場や登録等をされている、収益の源泉や資産の大部分を米国に置く企業の株式等にも、信託財産の純資産総額の15%を上限として実質的に投資を行う場合があります。株式等の運用にあたっては、ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。また、ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドは委託を受けた運用の指図に関する権限の一部を、ベイリー・ギフォード・アジア（香港）・リミテッドに更に委託することができます。

(B) 信託期間

無期限（2021年4月8日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	三菱UFJ国際投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.65%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産か

ら支払います。

(四) 投資方針等

(1) 投資対象

三菱ＵＦＪ国際 ベイリー・ギフォード米国成長株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①三菱ＵＦＪ国際 ベイリー・ギフォード米国成長株マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場や登録等をされている株式等（ＤＲ（預託証書）を含みます。以下同じ。）に投資を行います。なお、マザーファンド受益証券への投資を通じて、米国外の金融商品取引所等に上場や登録等をされている、収益の源泉や資産の大部分を米国に置く企業の株式等にも、信託財産の純資産総額の15%を上限として投資を行う場合があります。

②マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

③

「Ｆ」実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減をはかります。

「ＦＢ」実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 主な投資制限

①株式への実質投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

⑧有価証券先物取引等は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。

⑨スワップ取引は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。

⑩外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑪デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑫一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分

の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

MFS欧州株ファンドF／FB（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

各ファンドは、MFS欧州株 マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧州の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている株式を中心に投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

MFS欧州株ファンドF（「F」といいます。）はMSCI ヨーロッパ インデックス (円ヘッジベース) をベンチマークとし、MFS欧州株ファンドFB（「FB」といいます。）はMSCI ヨーロッパ インデックス (円ベース) をベンチマークとします。

各ファンドは、「MFS欧州株 マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限（2007年4月5日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	MFS インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
Fおよび マザーファンドの 投資顧問会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に税抜年0.649%の率を乗じて得た金額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

欧州の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 欧州の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている株式を実質的な主要投資対象とし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ② マザーファンドにおける具体的な銘柄の選定にあたっては、「独自のリサーチによる個別企業のファンダメンタル分析に基づく銘柄選択こそが、優れた運用成果を中長期的に獲得するための最良の運用手法である」との投資哲学のもと、徹底したボトムアップ・アプローチによりアクティブに投資を行います。実際に企業リサーチを行うアナリスト自身が“ベスト・アイデア銘柄”を持ち寄ってポートフォリオを運用します。
- ③ 株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ④ Fの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、為替ヘッジは、原則としてマザーファンドのベンチマークであるMSCIヨーロッパ インデックスの通貨配分に準じて行います。
FBの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーにマザーファンドの運用の指図（国内の短期金融資産の運用の指図に係る権限を除きます。）ならびにFの為替ヘッジの指図に関する権限を委託します。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF/FB(適格機関投資家専用)**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるティー・ロウ・プライス 海外株式マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界各国の株式（エマージング・マーケットも含みます。）に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

ファンドは、「ティー・ロウ・プライス 海外株式マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限（2019年4月4日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行
Fおよびマザーファンドの 投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド ティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド ティー・ロウ・プライス（カナダ）、インク *マザーファンドのみ

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.792%以内の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して税抜年0.1%を上限として信託財産から支払います。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

日本を除く世界各国の株式（エマージング・マーケットも含みます。）を実質的な投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の株式（エマージング・マーケットも含みます）の中で、成長性が高いと判断される企業の株式を中心に投資を行います。
- ②マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、上場会社の普通株式および優先株、新株予約権付社債、米国預託証書(ADR)、欧州預託証券(EDR)、グローバル預託証券(GDR)といった株関連の証券へ投資をします。
- ③マザーファンド受益証券における銘柄選択に関しては、個別企業分析に基づく「ボトム・アップ・アプローチ」を重

視した運用を行います。個別企業分析にあたっては、ティー・ロウ・プライス^{*}のアナリストによる独自の企業調査情報を活用します。

*委託会社およびその関連会社をいいます。

- ④Fの実質組入外貨建資産については、原則として対円への為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ることを基

本とします。なお、為替ヘッジが困難な一部の通貨については、当該通貨との相関等を勘案し、他の通貨による代替ヘッジを行う場合があります。FBの実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

⑤市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

①株式への実質投資割合には、制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③デリバティブの実質利用はヘッジ目的に限定せず、効率的運用のために用いることがあります。

④外国為替予約取引の実質利用は為替変動リスクを回避するために行うことができます。

⑤投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥一般社団法人投資信託協会の規則の定めるところに従い、デリバティブ取引等については、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑦一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ノムラ・ワールド (除く日本) エクイティ・ファンドF/FB

(A) ファンドの特色

ファンドは、主として日本を除く世界各国の上場株式に実質的に投資を行うことにより、ベンチマーク指数を上回る収益の確保を目指します。ファンドは、ケイマン諸島籍契約型外国投資信託 (円建て) であり、以下の2つのクラスがあります。

- ①F:円以外の外貨建て通貨については、対円での為替ヘッジを実質的に行うことを基本とします。Fのベンチマークは、MSCIロクサイ・インデックス (円ヘッジベース) です。
- ②FB:円以外の外貨建て通貨については、対円での為替ヘッジを実質的に行わないことを基本とします。FBのベンチマークは、MSCIロクサイ・インデックス (円ベース) です。

(B) 信託期間

無期限 (2015年4月9日設定)

(C) ファンドの関係法人

	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社

副投資顧問会社	ホチキス・アンド・ワイリー・キャピタル・マネジメント・エルエルシー
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額の0.60%（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等を負担する場合があります。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く先進国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①独自のリサーチに基づき、将来のキャッシュフローの割引現在価値に対して割安な銘柄に投資します。

②株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

③Fの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

④ホチキス・アンド・ワイリー・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに運用の権限の一部を委託します。

⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建て資産への実質投資割合には制限を設けません。

③投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

iシェアーズ MSCI ACWI ETF

(A) ファンドの特色

先進国および新興国の大型および中型株式を主要投資対象とし、MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス

（以下「対象指数」といいます。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

(B) 信託期間

無期限（設定日：2008年3月26日）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
受託会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(D) 管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.32%（年率）とします。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

先進国および新興国の大型および中型株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① ファンドは、先進国および新興国の大型および中型株式によって構成される対象指数に連動する運用成果を追求します。
- ② ブラックロック・ファンド・アドバイザーズは、ファンドの運用につき代表サンプリング戦略を使用します。代表サンプリングとは、全体としてインデックスの代表サンプルと類似する投資プロファイルを有する証券の代表サンプルに投資する指数戦略をいいます。
- ③ 市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ① 資産の少なくとも80%は対象指数に含まれる証券に投資します。
- ② ファンドの資産の75%について、1発行体への投資はファンドの資産の5%以内とします。

iシェアーズMSCI米国・バリュー・ファクター ETF

(A) ファンドの特色

バリュー特性があり、相対的に割安な米国の大型および中型株式を主要投資対象とし、MSCI 米国・エンハンスト・バリュー・インデックス（以下「対象指数」といいます。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

(B) 信託期間

無期限（設定日：2013年4月16日）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
受託会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(D) 管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.15%（年率）とします。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

バリュー特性があり、相対的に割安な米国の大型および中型株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① ファンドは、バリュー特性があり、相対的に割安な米国の大型および中型株式によって構成される対象指数に連動する運用成果を追求します。
- ② ブラックロック・ファンド・アドバイザーズは、ファンドの運用につき代表サンプリング戦略を使用します。代表サンプリングとは、全体としてインデックスの代表サンプルと類似する投資プロファイルを有する証券の代表サンプルに投資する指数戦略をいいます。
- ③ 市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ① 資産の少なくとも80%は対象指数に含まれる証券に投資します。
- ② ファンドの資産の75%について、1発行体への投資はファンドの資産の5%以内とします。

iシェアーズ・エッジMSCIヨーロッパ・バリュー・ファクターUCITS ETF**(A) ファンドの特色**

バリュー特性を持ったヨーロッパの先進国の大型および中型株式を主要投資対象とし、MSCI ヨーロッパ・エンハンスド・バリュー・インデックス（以下「対象指数」といいます。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

(B) 信託期間

無期限（設定日：2015年1月16日）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
運用会社	ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッド
保管銀行	ステート・ストリート・カストディアル・サービス（アイルランド）・リミテッド
事務代行者	ステート・ストリート・ファンド・サービス（アイルランド）・リミテッド

(D) 管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.25%（年率）とします。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

バリュー特性を持ったヨーロッパの先進国の大型および中型株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① ファンドは、バリュー特性を持ったヨーロッパの先進国の大型および中型株式によって構成される対象指数に連動する運用成果を追求します。
- ② ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッドは、ファンドの運用につき最適化手法を使用します。
- ③ 市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ① 資産の少なくとも90%はUCITS規則に規定されている証券等に投資します。
- ② 同一発行体の有価証券等への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以下とします。また、同一発行体の有価証券等に5%以上投資する場合、その合計値はファンドの純資産総額の40%未満とします。

インベスコ QQQ信託シリーズ1**(A) ファンドの特色**

外国の株式を主要投資対象とし、NASDAQ-100 指数（ドルベース・為替ヘッジなし）（以下「対象指数」と言います。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

(B) 信託期間

無期限（設定日：1999年3月4日）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	インベスコ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー
受託会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

(D) 管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.20%（年率）とします。

上記のほか、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料等をファンドから支払います。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として外国の株式に投資することにより、対象指数の動きを概ね捉える投資成果を目指します。

②対象指数のリバランスがあった場合には、適宜ポートフォリオをリバランスします。

③同一株式への投資割合の対象指数における組入比率に対する乖離率[※]が150%以上になった場合は、下記の表に定める許容誤差の範囲内に収まるように投資割合を日次ベースで調整します。

※[乖離率] = [同一株式への投資割合] ÷ [対象指数における同一株式の組入比率] － 1

ファンドの純資産	投資割合（対純資産）の許容誤差
\$25,000,000以下	0.25%
\$25,000,000-\$99,999,999	0.20%
\$100,000,000-\$499,999,999	0.10%
\$500,000,000-\$999,999,999	0.05%
\$1,000,000,000以上	0.02%

④同一株式への投資割合の対象指数における組入比率に対する乖離率[※]が100%以上になった場合は、上記の表に定める許容誤差の範囲内に収まるように投資割合を月次ベースで調整します。

⑤市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

①本トラストは1940年投資信託法に準拠するユニット・インベストメント・トラストとして設立されているため、対象指数の構成銘柄の組み入れ比率を維持するための売買のみを行います。先物取引等のデリバティブ取引は活用しません。

ノムラーアカディアン新興国株ファンドF／FB (適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラーアカディアン新興国株ファンド マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に実質的に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

ノムラーアカディアン新興国株ファンドF（「F」といいます。）はMSCIエマージング・マーケット・インデックス (税引後配当込み・円ヘッジベース)^{※1}を参考指数とします。また、ノムラーアカディアン新興国株ファンドFB（「FB」といいます。）はMSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み・円換算ベース）^{※2}をベンチマークとします。

※1 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み・円ヘッジベース）」は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (税引後配当込み・ドルベース)をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス (税引後配当込み・円換算ベース)」は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (税引後配当込み・ドルベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラーアカディアン新興国株ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限 (2009年9月3日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.86%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①株式への投資にあたっては、複数のファクターを用いた定量評価モデル等により個別銘柄を評価し、売買コスト等を勘案した最適化を行ないポートフォリオを構築します。
- ②株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。
- ③Fの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジ（先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。）により為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、代替ヘッジによる為替変動リスクの低減の効果が小さいあるいは得られないと判断した通貨については、為替ヘッジを行わない場合があります。FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑥新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑦同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

GIMエマージング株式フォーカスF／FB（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるGIMエマージング株式フォーカス・マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、主として世界の新興国^{*1}で上場または取引されている株式に投資することによって信託財産の中長期的な成長を目指します。

また、投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券^{*2}を用いた投資も行います。

*1 新興国とは、マザーファンドの運用の外部委託先が、国内経済が成長過程にあると判断する国です。例えば、ベンチマークの構成国がそれに該当します。

*2 預託証券とは、ある国の企業の株式を国内の別市場または国外で流通させるために、その株式を銀行等に預託し、預託を受けた銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は、主に先進国の有価証券が取引される市場で取引されます。

マザーファンドは、株式の組入比率には制限を設けず、原則として株式の組入比率は高位に保ち*、積極的な運用を行います。

* 経済事情や投資環境の急変等が起きた場合は、一時的に株式の組入比率を落としキャッシュ比率を高める場合があります。

GIMエマージング株式フォーカスF（以下「F」といいます。）は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、為替ヘッジあり、円ベース）^{※1}を参考指数とし、GIMエマージング株式フォーカスFB（以下「FB」といいます。）は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円ベース）^{※2}をベンチマークとします。

※1MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、為替ヘッジあり、円ベース）は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、米ドルベース）を委託会社にて米ドルの対円為替ヘッジにかかる費用相当分を考慮して円ヘッジベースに換算したものです。

※2MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円ベース）は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、米ドルベース）を委託会社にて円ベースに換算したものです。

各ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限（2006年1月25日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
Fおよびマザーファンドの投資顧問会社	J. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.73%を乗じて得た額とします。なお、Fおよびマザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に税抜年0.02%を乗じて得た額（ただし、税抜年300万円を上限とします。）を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

世界の新興国で上場または取引されている株式を主要投資対象とします。

投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券を用いた投資も行います。

(2) 投資態度

- ① 世界の新興国で上場または取引されている株式の中から収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に主として投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ② 投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券を用いた投資も行います。
- ③ マザーファンドの運用およびFの為替ヘッジの運用の指図に関する権限をJ. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに委託します。

J. P. モルガン・アセット・マネジメント[※]のネットワークを用いて、現地のポートフォリオ・マネジャーによるボトムアップ・アプローチにより継続的に利益成長の期待できる割安な銘柄の発掘を行います。実際のポートフォリオの構築にあたってはJ. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに所属する「エマージング・マーケット・アンド・アジア・パシフィック・エクイティーズ・チーム」のポートフォリオ・マネジャーが投資判断を行います。

※J. P. モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

- ④ 原則として、Fは、実質組入外貨建資産については、直接ヘッジおよび米ドル等の主要通貨を用いて間接的に為替ヘッジを行い、為替変動リスクを抑えます。FBは原則として為替ヘッジを行いません。ただし、経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、為替ヘッジを行うことがあります。

(3) 主な投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ④ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券は除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ デリバティブ取引を行う場合（マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引等を行う場合を含みます。）は、デリバティブ取引による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュー・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

ティー・ロウ・プライス 新興国ディスカバリー株式ファンドF/FB (適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるティー・ロウ・プライス 新興国ディスカバリー株式マザーファンドへの投資を通じて、新興国の株式(預託証券（DR）を含みます。）に実質的に投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行うことを基本とします。

ファンドは、ティー・ロウ・プライス 新興国ディスカバリー株式マザーファンド（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限（2022年4月7日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社

受託会社	野村信託銀行株式会社
Fおよびマザーファンドの投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド ティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.76%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用、法定書類等の作成に要する費用等として信託財産の純資産総額に対して税抜年0.10%の率を上限として信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

新興国の株式（預託証券（DR）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の株式の中で、過小評価されていると判断される企業の株式に分散投資を行います。大型株式への投資を基本としますが、中型株式等へも投資する場合があります。なお、新興国以外の企業にも投資することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、新興国の金融商品取引所に上場する企業の普通株式および優先株、新株予約権付社債、預託証券（DR）といった株式関連の証券へ投資をします。
- ③ マザーファンド受益証券における銘柄選択に関しては、個別企業分析に基づく「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行います。個別企業分析にあたっては、ティー・ロウ・プライス^{*}のアナリストによる独自の企業調査情報を活用します。
*委託会社およびその関連会社をいいます。
- ④ Fの実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、為替ヘッジにあたっては、当該通貨との相関等を勘案し、他の通貨による代替ヘッジを行う場合があります。FBの実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。

（上記②に関する補足説明： 株式関連の証券には、上場投資信託証券（ETF）が含まれます。株式への投資に代替して、または効率的な運用を行うため、ETFを活用することがあります。）

(3) 主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
- ③ デリバティブの実質利用はヘッジ目的に限定せず、効率的運用のために用いることがあります。
- ④ 外国為替予約取引の実質利用は為替変動リスクを回避するために行うことができます。
- ⑤ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会の規則の定めるところに従い、デリバティブ取引等については、合理的方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIII－新興国株式FC/FD

(A) ファンドの特色

ファンドは、新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国株式の運用を行なう運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIII－新興国株式FC（「FC」といいます。）は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ヘッジ

ベース）^{※1} をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIII－新興国株式FD（「FD」といいます。）は、MSCIエマージ

ング・マーケット・インデックス（円換算ベース）^{※2} をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

※1 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ヘッジベース）」はMSCI Emerging Markets Index（US\$ベース）をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）」は、MSCI Emerging Markets Index（US\$ベース）をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B) 信託期間

無期限（2011年9月1日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Schroder Investment Management Limited

(D) 管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.80%（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。
- ②投資顧問会社が、新興国株式の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。
- ③副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国株式の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。
- ④投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。
- ⑤FCの外貨建資産については、原則としてMSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。ただし、該当通貨での為替ヘッジが困難である場合、先進国通貨による代替ヘッジを行う場合があります。また、代替ヘッジによるリスク低減効果が小さい場合には、為替ヘッジを行わない場合があります。FDの外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への投資割合には制限を設けません。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

■ベンチマークについて■

※MSCI-KOKUSAI指数、MSCI ヨーロッパ インデックス、MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した指数で、当該指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

※「MSCI」および「MSCI Index」はMSCI Inc.のサービスマークであり、ブラックロックはその使用許諾を得ていません。iシェアーズ・ファンドはMSCI Inc.が出資、保証、発行、販売、または販売促進を行なうものではありません。また、同社は、iシェアーズ・ファンドへの投資の妥当性に関していかなる表明も行いません。ブラックロックは上記の会社の関連会社ではありません。

※Nasdaqとのライセンス契約に基づき、インベスコ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー（以下、インベスコ）は当ファンドの構成を決定するための基準として当該指数を使用すること、および、当ファンドと関連して、Nasdaqの特定の商品名、商標、サービスマークを使用することの許諾を得ています。当該ライセンス契約は当ファンドの受益者の同意なく変更されることがあります。

当該ライセンス契約に基づき、インベスコは指数および特定の商標・サービスマークの使用に対してNasdaqに年間のライセンスフィーを支払います。ライセンスフィーは四半期毎に当ファンドの純資産の0.09%未満の額が支払われます。ライセンスフィーはファンドの純資産の額に基づきより低くなる可能性があります。インベスコは通常ライセンスフィーをファンド内から支払います。

当ファンド、受託会社、販売会社、DTC、当ファンドの受益者のいずれも、上記のライセンス契約のもとでいかなる権限もなく、「Nasdaq-100 Index (R)」、「Nasdaq-100 (R)」、「Nasdaq (R)」、「The Nasdaq Stock Market (R)」、「Invesco QQQ ShareSM」、「QQQ (R)」、「Invesco QQQ SharesSM」、「Invesco QQQ TrustSM」の商標・サービスマークを使用することや、信託契約で定められている等、特に記載されている場合を除き、当該指数を使用する権限はありません。

当該指数はインベスコ、当ファンド、当ファンドの受益者と関係なく、Nasdaqによって決定、構成、計算されます。Nasdaqは指数の決定、構成、計算する権限、および、将来、指数の決定、構成、計算方法を修正する権限を持っています。

当ファンドはNasdaqおよびその関連会社（以下、「Nasdaq等」と総称します。）によって、支援、推奨、販売、販売促進されるものではありません。Nasdaq等は当ファンドの合法性、適合性、もしくは、当ファンドに関する記述や開示の正確性、妥当性を認めるものではありません。Nasdaq等は明示的にも黙示的にも、当ファンドの受益者や一般大衆に対して、一般的な証券もしくは特定の当ファンドに対する投資の当否、または、当該指数が一般的な株式市場のパフォーマンスを追従する能力を保証するものではありません。Nasdaq等とインベスコとの関係は、「Nasdaq-100 Index (R)」、「Nasdaq-100 (R)」、「Nasdaq (R)」、「The Nasdaq Stock Market (R)」、「Invesco QQQ ShareSM」、「QQQ (R)」、「Invesco QQQ SharesSM」、「Invesco QQQ TrustSM」の商標・サービスマークの使用許諾、および、インベスコや当ファンドと関係なくNasdaqによって決定、構成、計算される当該指数の使用に限られます。Nasdaq等は当該指数の決定、構成、計算において、インベスコや当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務はありません。Nasdaq等は当ファンドの発行のタイミング、評価、金額の決定や、現金との交換の計算式の決定に関与せず、責任を負いません。Nasdaq等は当ファンドの管理、販売、売買に関して一切責任を負いません。

Nasdaq等は当該指数、指数の計算や指数の構成の決定に使用されるいかなるデータについても正確性、完全性を保証するものではありません。Nasdaq等は指数の計算の継続性、適時性、指数の提供を保証するものではありません。Nasdaq等はそれらに関するいかなる間違い、欠落、停止に対しても一切責任を負いません。Nasdaq等は当該指数が過去、現在、将来の市場のパフォーマンスを正確に反映していることを保証するものではありません。Nasdaq

等は明示または黙示を問わず、インベスコ、当ファンド、当ファンドの受益者、その他の個人もしくは法人が当該指数や指数に含まれるデータの使用によって得られる結果について保証するものではありません。Nasdaq等は明示的にも黙示的にも一切の保証を行わず、当該指数や指数に含まれるデータに関して、特定の目的または利用の商品性、適合性についていかなる保証も明示的に否認します。Nasdaq等は明示または黙示を問わず、一切の明言、保証を行わず、当ファンドに関して一切責任を負いません。上記に限らず、いかなる場合においても、Nasdaq等は逸失利益、もしくは間接的、懲罰的、特別的、付随的な損害（逸失利益を含みます。）に対して、当該損害等の可能性を通知させていたとしても、一切責任を負いません。

インベスコは当該指数や、指数に含まれるいかなるデータについても正確性、完全性を保証するものではなく、それらに関するいかなる間違い、欠落、修正、再計算、停止に対して一切責任を負いません。インベスコは明示または黙示を問わず、当ファンド、当ファンドの保有者、その他の個人もしくは法人が当該指数や指数に含まれるデータの使用によって得られる結果について保証するものではありません。インベスコは明示的にも黙示的にも一切の保証を行わず、当該指数や指数に含まれるデータに関して、特定の目的または利用の商品性、適合性についていかなる保証も明示的に否認します。

上記に限らず、いかなる場合においても、インベスコは当該指数の使用に起因して発生するいかなる特別的、懲罰的、直接的、間接的、付随的な損害（逸失利益を含みます。）に対して、当該損害等の可能性を通知されていたとしても、一切責任を負いません。

■指定投資信託証券の委託会社等について■

◆指定投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下の通りです。

野村アセットマネジメント株式会社

1959年12月 1日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
1997年10月 1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000年11月 1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

三菱UFJ国際投信株式会社

1997年5月	東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月	三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

MFSインベストメント・マネジメント株式会社

1998年5月12日	マサチューセッツ・インベストメント・マネジメント株式会社設立
1998年6月30日	投資顧問業の登録
1999年2月18日	投資一任契約に係る業務の認可
1999年12月9日	証券投資信託委託業の認可
2000年 8月 1日	エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社に商号変更
2007年 9月30日	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業）のみなし登録
2011年 6月22日	MFSインベストメント・マネジメント株式会社に商号変更

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社

1982年 8月 4日	ロウ・プライス - フレミング・インターナショナルが駐在員事務所（リサーチ）を東京に開設
2003年 3月20日	T. ロウ・プライス・グローバル投資顧問 東京支店開設、投資助言登録
2011年 1月 1日	T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド 東京支店に社名変更
2017年 3月 1日	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド 東京支店に商号変更
2018年 4月 1日	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社（日本法人）へ事業譲渡、営業開始

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

1971年	ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設
1985年	ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は1987年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
1990年	ジャーディン・フレミング投信株式会社設立
1995年	ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン フレミング投信・投資顧問株式会社となる。
2001年	ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更
2006年	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2008年	JPモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

1998年 会社設立

ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ

1984年9月 バークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ設立
 2009年12月 ブラックロック・ファンド・アドバイザーズへ名称変更

ブラックロック・アドバイザーズ (UK) リミテッド

1964年3月 サザン・クロス・マネジメント・リミテッド設立
 1981年12月 バークレイズ・デ・ゼット・ウェド・インベストメント・マネジメント・リミテッドへ名称変更
 1996年1月 Bzw バークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッドへ名称変更
 1996年10月 バークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッドへ名称変更
 2009年12月 ブラックロック・アドバイザーズ (UK) リミテッドへ名称変更

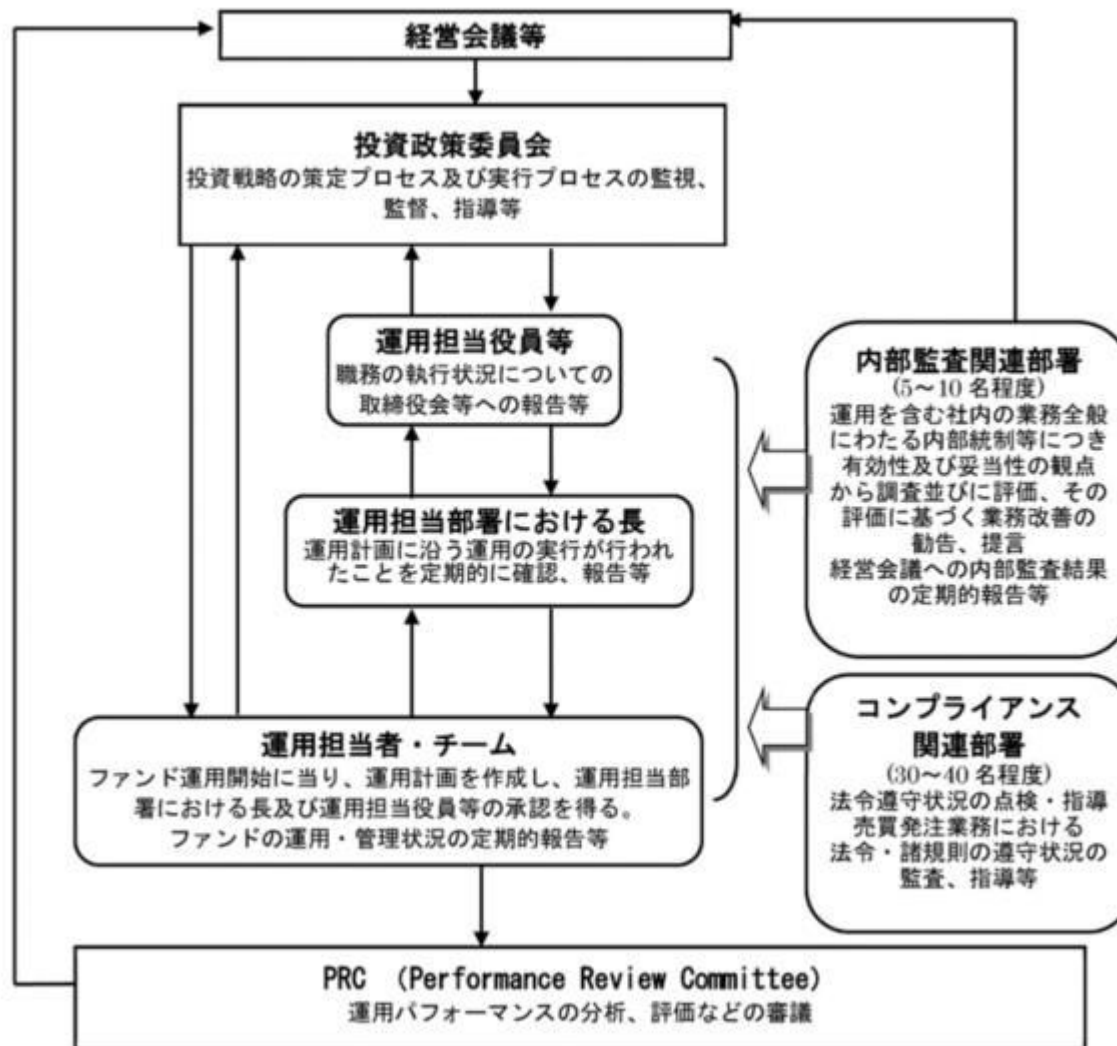
インベスコ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー

2003年2月 パワーシェアーズ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー設立
 2006年9月 インベスコ・パワーシェアーズ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シーに名称変更
 2018年4月 インベスコ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シーに名称変更

（３）運用体制

<更新後>

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

3 投資リスク

＜更新後＞

＜基準価額の変動要因＞

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

「Bコース」が投資対象とする投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

「Aコース」が投資対象とする投資信託証券は、実質組入外貨建資産について原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とするもの、または原則として実質組入外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、当該投資信託証券または当該投資信託証券が組入れるマザーファンドのベンチマークの

通貨配分をベースに対円での為替ヘッジを行なうことを基本とするもの等に限りますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。外貨建てのETFへ投資する場合には、実質組入外貨建資産について当該ETFの対象指数やベンチマークの通貨配分をベースに為替ヘッジを行なうなど為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。なお、現地通貨による直接ヘッジのほか先進国通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合がありますが、その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

一部の通貨においては為替ヘッジの手段がない等の理由から為替ヘッジを行わない場合や、一部の投資信託証券においては実際のポートフォリオの通貨配分と対円での為替ヘッジの通貨配分が異なる場合があります、その異なる部分は為替変動の影響を直接的に受けることになります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆ファンドのベンチマークおよび参考指数は、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

また、ベンチマークおよび参考指数に対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。

◆ファンドが投資する投資信託証券が投資対象とする各マザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

◆ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

◆店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響をうけ、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

◆ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

<野村ファンドラップ外国株 Aコース/Bコースに関する留意点>

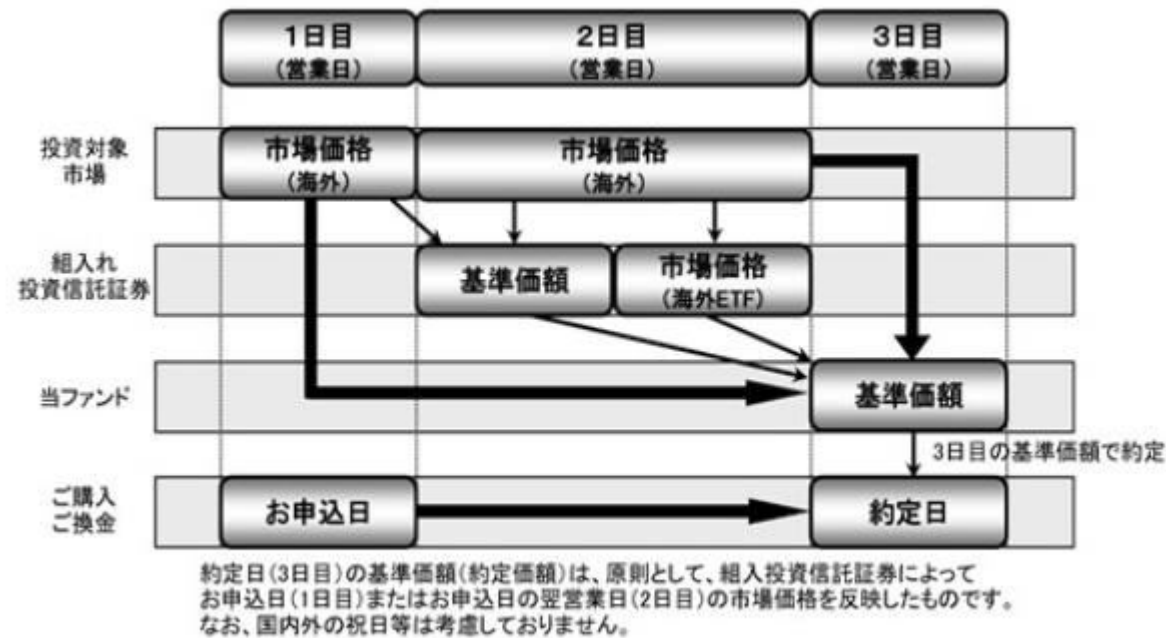
◆ファンドが投資対象とする投資信託証券の販売会社は、一部の外国籍投資信託証券を除き、委託会社

（運用の権限委託先を含みます。）の利害関係人等（当該委託会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）である野村信託銀行株式会社またはノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとなっております。したがって、ファンドにおいて、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）が当該投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。

◆ファンドの基準価額は、原則として組入投資信託証券の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます[※]。したがって、ファンドの基準価額において、組入投資信託証券の投資対象資産等の値動きは、下記の通り一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映される場合がありますので、ご注意ください。

※ただし、組入投資信託証券が海外市場に上場しているETFの場合は上場している市場における前営業日の市場価格となります。

<基準価額の算出イメージ図>



<更新後>

<<委託会社におけるリスクマネジメント体制>>

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

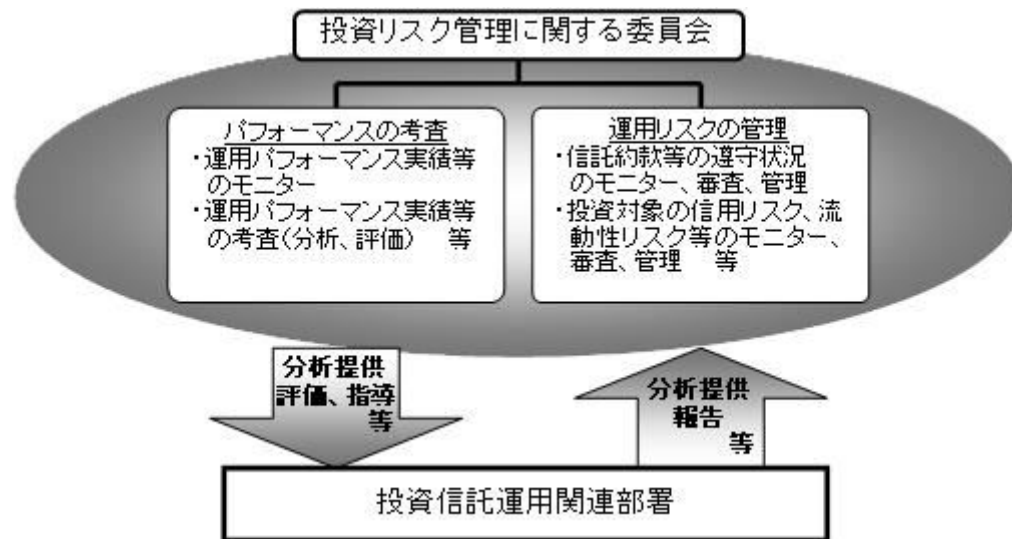
投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流

動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図



※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

<更新後>

リスクの定量的比較

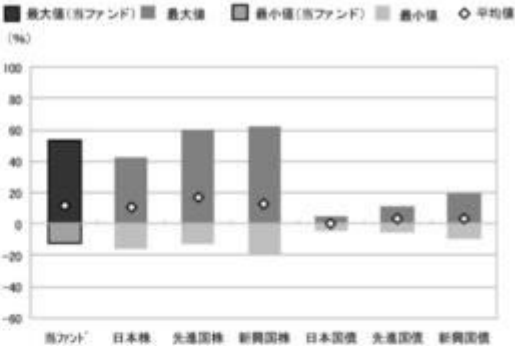
（2017年3月末～2022年2月末：月次）

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉 〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

●Aコース



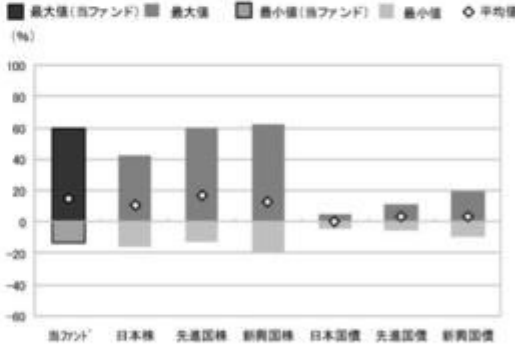
＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2017年3月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2017年3月から2022年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	53.4	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値(%)	△12.2	△16.0	△12.4	△19.4	△4.0	△5.4	△9.4
平均値(%)	12.0	10.3	17.1	13.2	0.1	3.6	3.8

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2017年3月から2022年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

●Bコース



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	59.8	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値(%)	△12.2	△16.0	△12.4	△19.4	△4.0	△5.4	△9.4
平均値(%)	12.0	10.3	17.1	13.2	0.1	3.6	3.8

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株: 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株: MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債: NOMURA-BPI国債
- 先進国債: FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

○MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。

○FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における金計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMS LLC」と呼びます) (「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMS LLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSC, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所: 株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4 手数料等及び税金

（３）信託報酬等

＜更新後＞

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年0.297%(税抜年0.27%)の率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、次の通り(税抜)とします。

＜委託会社＞ ＜販売会社＞ ＜受託会社＞

年0.22%

年0.03%

年0.02%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

この他に各ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

国内籍投資信託の場合、監査費用等の費用も別途かかります。また、外国籍投資信託の場合、ファンドによっては、受託会社、保管受託銀行、管理事務代行会社の報酬、設立費用、監査費用等の費用も別途かかる場合、報酬額等に年間の最低金額が定められている場合があります。なお、いずれも申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「(参考)指定投資信託証券について」をご覧ください。

なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について試算した概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値
0.90%±0.35%程度

上記の実質的な信託報酬率の概算値は、2022年4月8日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

《支払先の役務の内容》

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（５）課税上の取扱い

<更新後>

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・特定公社債^(注1)の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされま

した。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収[※]が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

〔個人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の差益[※]については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

〔法人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

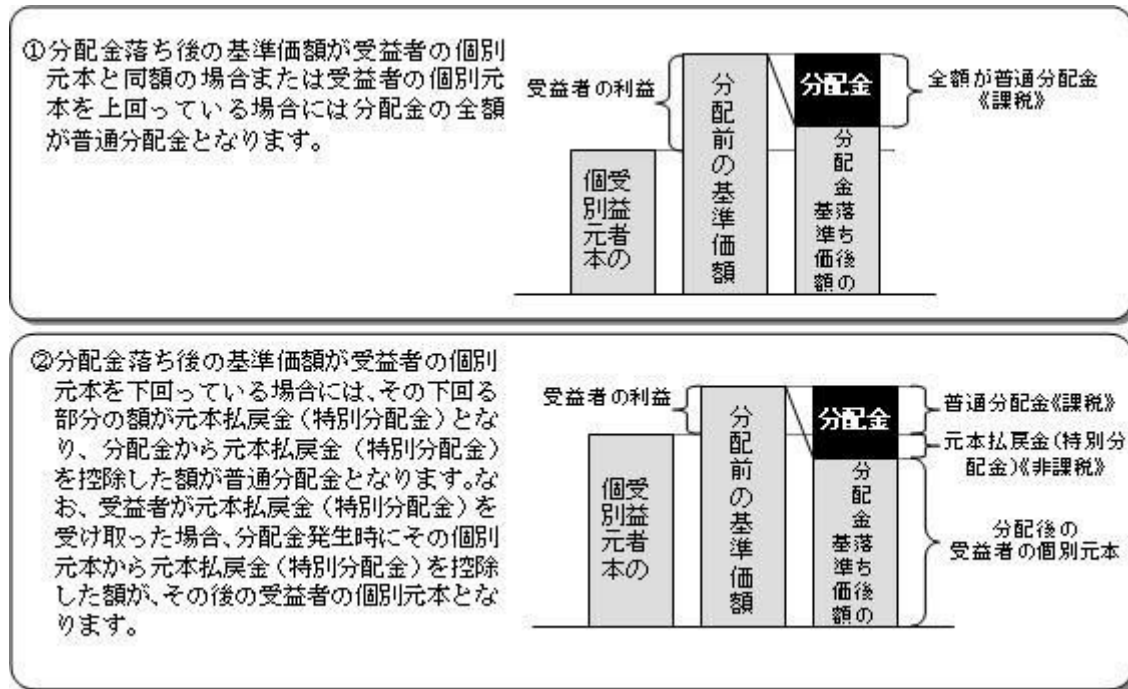
◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受

益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税法が改正された場合などには、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2022年2月末現在）が変更になる場合があります。

5 運用状況

以下は2022年2月28日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）投資状況

野村ファンドラップ外国株 Aコース

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	128,075,251,455	89.28
	ケイマン諸島	13,591,733,480	9.47
	小計	141,666,984,935	98.76
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,771,899,272	1.23
合計（純資産総額）		143,438,884,207	100.00

野村ファンドラップ外国株 Bコース

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	197,572,032,929	89.46
	ケイマン諸島	21,052,883,709	9.53
	小計	218,624,916,638	98.99
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	2,213,216,385	1.00
合計（純資産総額）		220,838,133,023	100.00

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

野村ファンドラップ外国株 Aコース

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
----	------	----	-----	----	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

1	日本	投資信託受益証券	野村DFA海外株式バリュートファンドF（適格機関投資家専用）	3,165,641	12,944	40,976,442,885	12,257	38,801,261,737	27.05
2	日本	投資信託受益証券	ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ（除く日本）F（適格機関投資家専用）	2,487,538	9,204	22,896,448,292	8,534	21,228,649,292	14.79
3	日本	投資信託受益証券	サンズ・グローバル・エクイティ（除く日本）F（適格機関投資家専用）	2,243,313	9,577	21,486,275,879	9,172	20,575,666,836	14.34
4	日本	投資信託受益証券	グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドF（適格機関投資家専用）	371,105	42,744	15,862,857,247	41,428	15,374,137,940	10.71
5	日本	投資信託受益証券	ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）	803,738	16,983	13,650,598,932	15,822	12,716,742,636	8.86
6	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIII－新興国株式FC	562,973	14,127	7,953,265,943	13,334	7,506,681,982	5.23
7	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・ワールド（除く日本）エクイティ・ファンドF	398,054	16,326	6,498,784,845	15,287	6,085,051,498	4.24
8	日本	投資信託受益証券	ノムラアカディアン新興国株ファンドF（適格機関投資家専用）	263,783	22,756	6,002,867,525	21,659	5,713,275,997	3.98
9	日本	投資信託受益証券	ベイリー・ギフォード米国成長株ファンドF（適格機関投資家専用）	784,002	7,348	5,761,513,064	6,621	5,190,877,242	3.61
10	日本	投資信託受益証券	GIMエマージング株式フォーカスF（適格機関投資家専用）	235,945	23,000	5,426,812,861	20,967	4,947,058,815	3.44
11	日本	投資信託受益証券	MFS欧州株ファンドF（適格機関投資家専用）	164,410	23,203	3,814,886,009	21,456	3,527,580,960	2.45

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.76
合 計	98.76

野村ファンドラップ外国株 Bコース

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	投資信託受益証券	野村DFA海外株式バリュートファンドFB（適格機関投資家専用）	4,463,034	14,076	62,825,877,416	13,387	59,746,636,158	27.05

2	日本	投資信託受益証券	ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ（除く日本）FB（適格機関投資家専用）	3,831,803	9,182	35,184,595,312	8,534	32,700,606,802	14.80
3	日本	投資信託受益証券	サンズ・グローバル・エクイティ（除く日本）FB（適格機関投資家専用）	3,281,219	10,042	32,950,857,783	9,654	31,676,888,226	14.34
4	日本	投資信託受益証券	グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドFB（適格機関投資家専用）	478,585	51,245	24,525,203,185	49,851	23,857,940,835	10.80
5	日本	投資信託受益証券	ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドFB（適格機関投資家専用）	1,168,217	17,911	20,924,621,864	16,768	19,588,662,656	8.87
6	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIII－新興国株式FD	518,947	23,575	12,234,647,766	22,416	11,632,715,952	5.26
7	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・ワールド（除く日本）エクイティ・ファンドFB	615,657	16,274	10,019,774,579	15,301	9,420,167,757	4.26
8	日本	投資信託受益証券	ノムラアカディアン新興国株ファンドFB（適格機関投資家専用）	308,562	30,053	9,273,510,005	28,746	8,869,923,252	4.01
9	日本	投資信託受益証券	バイリー・ギフォード米国成長株ファンドFB（適格機関投資家専用）	1,148,640	7,702	8,847,616,869	6,962	7,996,831,680	3.62
10	日本	投資信託受益証券	GIMエマージング株式フォーカスFB（適格機関投資家専用）	307,244	27,249	8,372,091,756	25,026	7,689,088,344	3.48
11	日本	投資信託受益証券	MFS欧州株ファンドFB（適格機関投資家専用）	314,548	18,815	5,918,404,726	17,312	5,445,454,976	2.46

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.99
合 計	98.99

②投資不動産物件

野村ファンドラップ外国株 Aコース

該当事項はありません。

野村ファンドラップ外国株 Bコース

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

野村ファンドラップ外国株 Aコース

該当事項はありません。

野村ファンドラップ外国株 Bコース

該当事項はありません。

（３）運用実績

①純資産の推移

野村ファンドラップ外国株 Aコース

2022年2月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第12計算期間	(2012年 7月20日)	952	952	0.9741	0.9741
第13計算期間	(2013年 1月21日)	1,117	1,125	1.0906	1.0986
第14計算期間	(2013年 7月22日)	1,320	1,337	1.1816	1.1976
第15計算期間	(2014年 1月20日)	1,633	1,665	1.2787	1.3037
第16計算期間	(2014年 7月22日)	3,518	3,585	1.3086	1.3336
第17計算期間	(2015年 1月20日)	9,047	9,220	1.3066	1.3316
第18計算期間	(2015年 7月21日)	14,732	15,000	1.3781	1.4031

第19計算期間	(2016年 1月20日)	15,150	15,343	1.1775	1.1925
第20計算期間	(2016年 7月20日)	16,903	17,228	1.2983	1.3233
第21計算期間	(2017年 1月20日)	20,159	20,540	1.3200	1.3450
第22計算期間	(2017年 7月20日)	35,129	35,746	1.4255	1.4505
第23計算期間	(2018年 1月22日)	59,496	60,646	1.5525	1.5825
第24計算期間	(2018年 7月20日)	62,207	63,450	1.5009	1.5309
第25計算期間	(2019年 1月21日)	65,366	66,581	1.3444	1.3694
第26計算期間	(2019年 7月22日)	65,600	66,721	1.4632	1.4882
第27計算期間	(2020年 1月20日)	67,626	68,924	1.5619	1.5919
第28計算期間	(2020年 7月20日)	62,853	64,127	1.4808	1.5108
第29計算期間	(2021年 1月20日)	74,783	76,089	1.7183	1.7483
第30計算期間	(2021年 7月20日)	119,648	121,912	1.8499	1.8849
第31計算期間	(2022年 1月20日)	143,284	146,078	1.7954	1.8304
	2021年 2月末日	91,710	—	1.7800	—
	3月末日	91,035	—	1.7775	—
	4月末日	95,382	—	1.8674	—
	5月末日	120,397	—	1.8736	—
	6月末日	122,984	—	1.9086	—
	7月末日	122,808	—	1.8726	—
	8月末日	145,490	—	1.9092	—
	9月末日	141,127	—	1.8483	—
	10月末日	146,951	—	1.9114	—
	11月末日	147,219	—	1.8664	—
	12月末日	150,947	—	1.8942	—
	2022年 1月末日	138,991	—	1.7160	—
	2月末日	143,438	—	1.6913	—

2022年2月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第12計算期間	(2012年 7月20日)	6,497	6,497	0.6790	0.6790
第13計算期間	(2013年 1月21日)	7,407	7,407	0.8842	0.8842
第14計算期間	(2013年 7月22日)	8,018	8,041	1.0668	1.0698
第15計算期間	(2014年 1月20日)	7,657	7,783	1.2103	1.2303
第16計算期間	(2014年 7月22日)	11,864	12,059	1.2117	1.2317
第17計算期間	(2015年 1月20日)	29,756	30,309	1.3466	1.3716
第18計算期間	(2015年 7月21日)	46,280	47,057	1.4879	1.5129
第19計算期間	(2016年 1月20日)	46,215	46,797	1.1914	1.2064
第20計算期間	(2016年 7月20日)	47,676	48,269	1.2065	1.2215
第21計算期間	(2017年 1月20日)	55,062	56,103	1.3222	1.3472
第22計算期間	(2017年 7月20日)	73,410	74,693	1.4308	1.4558
第23計算期間	(2018年 1月22日)	118,966	121,233	1.5743	1.6043
第24計算期間	(2018年 7月20日)	123,442	125,852	1.5367	1.5667
第25計算期間	(2019年 1月21日)	125,366	127,694	1.3461	1.3711
第26計算期間	(2019年 7月22日)	123,332	125,456	1.4516	1.4766
第27計算期間	(2020年 1月20日)	127,626	130,017	1.6017	1.6317
第28計算期間	(2020年 7月20日)	115,905	118,258	1.4776	1.5076
第29計算期間	(2021年 1月20日)	131,302	133,638	1.6860	1.7160
第30計算期間	(2021年 7月20日)	195,075	198,641	1.9147	1.9497
第31計算期間	(2022年 1月20日)	221,715	225,737	1.9294	1.9644
	2021年 2月末日	158,302	—	1.7890	—
	3月末日	160,386	—	1.8384	—
	4月末日	165,844	—	1.9242	—
	5月末日	199,174	—	1.9521	—
	6月末日	202,881	—	1.9897	—

7月末日	199,955	—	1.9385	—
8月末日	223,129	—	1.9749	—
9月末日	219,091	—	1.9387	—
10月末日	231,246	—	2.0441	—
11月末日	225,327	—	1.9825	—
12月末日	233,145	—	2.0343	—
2022年 1月末日	215,430	—	1.8499	—
2月末日	220,838	—	1.8251	—

②分配の推移

野村ファンドラップ外国株 Aコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第12計算期間	2012年 1月21日～2012年 7月20日	0.0000円
第13計算期間	2012年 7月21日～2013年 1月21日	0.0080円
第14計算期間	2013年 1月22日～2013年 7月22日	0.0160円
第15計算期間	2013年 7月23日～2014年 1月20日	0.0250円
第16計算期間	2014年 1月21日～2014年 7月22日	0.0250円
第17計算期間	2014年 7月23日～2015年 1月20日	0.0250円
第18計算期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	0.0250円
第19計算期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	0.0150円
第20計算期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	0.0250円
第21計算期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	0.0250円
第22計算期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	0.0250円
第23計算期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	0.0300円
第24計算期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	0.0300円
第25計算期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	0.0250円

第26計算期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	0.0250円
第27計算期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	0.0300円
第28計算期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	0.0300円
第29計算期間	2020年 7月21日～2021年 1月20日	0.0300円
第30計算期間	2021年 1月21日～2021年 7月20日	0.0350円
第31計算期間	2021年 7月21日～2022年 1月20日	0.0350円

野村ファンドラップ外国株 Bコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第12計算期間	2012年 1月21日～2012年 7月20日	0.0000円
第13計算期間	2012年 7月21日～2013年 1月21日	0.0000円
第14計算期間	2013年 1月22日～2013年 7月22日	0.0030円
第15計算期間	2013年 7月23日～2014年 1月20日	0.0200円
第16計算期間	2014年 1月21日～2014年 7月22日	0.0200円
第17計算期間	2014年 7月23日～2015年 1月20日	0.0250円
第18計算期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	0.0250円
第19計算期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	0.0150円
第20計算期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	0.0150円
第21計算期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	0.0250円
第22計算期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	0.0250円
第23計算期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	0.0300円
第24計算期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	0.0300円
第25計算期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	0.0250円
第26計算期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	0.0250円
第27計算期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	0.0300円
第28計算期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	0.0300円
第29計算期間	2020年 7月21日～2021年 1月20日	0.0300円

第30計算期間	2021年 1月21日～2021年 7月20日	0.0350円
第31計算期間	2021年 7月21日～2022年 1月20日	0.0350円

③収益率の推移

野村ファンドラップ外国株 Aコース

	計算期間	収益率
第12計算期間	2012年 1月21日～2012年 7月20日	2.6%
第13計算期間	2012年 7月21日～2013年 1月21日	12.8%
第14計算期間	2013年 1月22日～2013年 7月22日	9.8%
第15計算期間	2013年 7月23日～2014年 1月20日	10.3%
第16計算期間	2014年 1月21日～2014年 7月22日	4.3%
第17計算期間	2014年 7月23日～2015年 1月20日	1.8%
第18計算期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	7.4%
第19計算期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	△13.5%
第20計算期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	12.4%
第21計算期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	3.6%
第22計算期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	9.9%
第23計算期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	11.0%
第24計算期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	△1.4%
第25計算期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	△8.8%
第26計算期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	10.7%
第27計算期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	8.8%
第28計算期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	△3.3%
第29計算期間	2020年 7月21日～2021年 1月20日	18.1%
第30計算期間	2021年 1月21日～2021年 7月20日	9.7%
第31計算期間	2021年 7月21日～2022年 1月20日	△1.1%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村ファンドラップ外国株 Bコース

	計算期間	収益率
第12計算期間	2012年 1月21日～2012年 7月20日	4.4%
第13計算期間	2012年 7月21日～2013年 1月21日	30.2%
第14計算期間	2013年 1月22日～2013年 7月22日	21.0%
第15計算期間	2013年 7月23日～2014年 1月20日	15.3%
第16計算期間	2014年 1月21日～2014年 7月22日	1.8%
第17計算期間	2014年 7月23日～2015年 1月20日	13.2%
第18計算期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	12.3%
第19計算期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	△18.9%
第20計算期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	2.5%
第21計算期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	11.7%
第22計算期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	10.1%
第23計算期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	12.1%
第24計算期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	△0.5%
第25計算期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	△10.8%
第26計算期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	9.7%
第27計算期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	12.4%
第28計算期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	△5.9%
第29計算期間	2020年 7月21日～2021年 1月20日	16.1%
第30計算期間	2021年 1月21日～2021年 7月20日	15.6%
第31計算期間	2021年 7月21日～2022年 1月20日	2.6%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）設定及び解約の実績

野村ファンドラップ外国株 Aコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第12計算期間	2012年 1月21日～2012年 7月20日	170,716,372	159,024,716	978,052,201
第13計算期間	2012年 7月21日～2013年 1月21日	159,162,392	112,868,770	1,024,345,823
第14計算期間	2013年 1月22日～2013年 7月22日	279,151,535	186,331,897	1,117,165,461
第15計算期間	2013年 7月23日～2014年 1月20日	589,222,611	428,877,978	1,277,510,094
第16計算期間	2014年 1月21日～2014年 7月22日	1,586,571,899	175,403,364	2,688,678,629
第17計算期間	2014年 7月23日～2015年 1月20日	4,688,935,113	453,009,483	6,924,604,259
第18計算期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	5,413,474,452	1,647,727,007	10,690,351,704
第19計算期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	4,573,942,694	2,397,337,003	12,866,957,395
第20計算期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	3,067,036,086	2,914,036,632	13,019,956,849
第21計算期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	3,983,111,524	1,730,679,105	15,272,389,268
第22計算期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	11,414,555,435	2,043,436,455	24,643,508,248
第23計算期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	16,423,609,282	2,745,165,066	38,321,952,464
第24計算期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	8,029,809,322	4,903,986,474	41,447,775,312
第25計算期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	11,223,470,286	4,049,166,211	48,622,079,387
第26計算期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	3,372,361,430	7,161,274,143	44,833,166,674
第27計算期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	6,337,637,705	7,874,689,071	43,296,115,308
第28計算期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	4,162,341,450	5,012,028,370	42,446,428,388
第29計算期間	2020年 7月21日～2021年 1月20日	7,394,317,816	6,318,507,996	43,522,238,208
第30計算期間	2021年 1月21日～2021年 7月20日	25,706,578,281	4,550,326,729	64,678,489,760
第31計算期間	2021年 7月21日～2022年 1月20日	19,712,276,605	4,584,094,195	79,806,672,170

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村ファンドラップ外国株 Bコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第12計算期間	2012年 1月21日～2012年 7月20日	424,789,576	1,695,387,736	9,569,583,373
第13計算期間	2012年 7月21日～2013年 1月21日	239,873,381	1,431,851,820	8,377,604,934
第14計算期間	2013年 1月22日～2013年 7月22日	546,697,477	1,407,225,694	7,517,076,717
第15計算期間	2013年 7月23日～2014年 1月20日	1,157,041,880	2,347,572,118	6,326,546,479
第16計算期間	2014年 1月21日～2014年 7月22日	4,184,315,649	719,214,855	9,791,647,273
第17計算期間	2014年 7月23日～2015年 1月20日	13,691,736,408	1,385,304,073	22,098,079,608
第18計算期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	13,943,936,093	4,937,789,187	31,104,226,514
第19計算期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	11,816,233,300	4,130,134,355	38,790,325,459
第20計算期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	7,132,394,864	6,406,364,682	39,516,355,641
第21計算期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	6,957,408,221	4,829,505,207	41,644,258,655
第22計算期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	16,388,293,968	6,723,243,465	51,309,309,158
第23計算期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	31,229,664,044	6,973,126,638	75,565,846,564
第24計算期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	15,032,092,872	10,265,762,949	80,332,176,487
第25計算期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	19,795,838,173	6,991,943,417	93,136,071,243
第26計算期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	7,068,232,696	15,239,449,131	84,964,854,808
第27計算期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	11,308,099,199	16,590,115,098	79,682,838,909
第28計算期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	9,223,512,416	10,463,970,322	78,442,381,003
第29計算期間	2020年 7月21日～2021年 1月20日	12,885,938,996	13,451,919,015	77,876,400,984
第30計算期間	2021年 1月21日～2021年 7月20日	33,075,499,640	9,066,860,662	101,885,039,962
第31計算期間	2021年 7月21日～2022年 1月20日	20,456,896,135	7,427,466,192	114,914,469,905

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

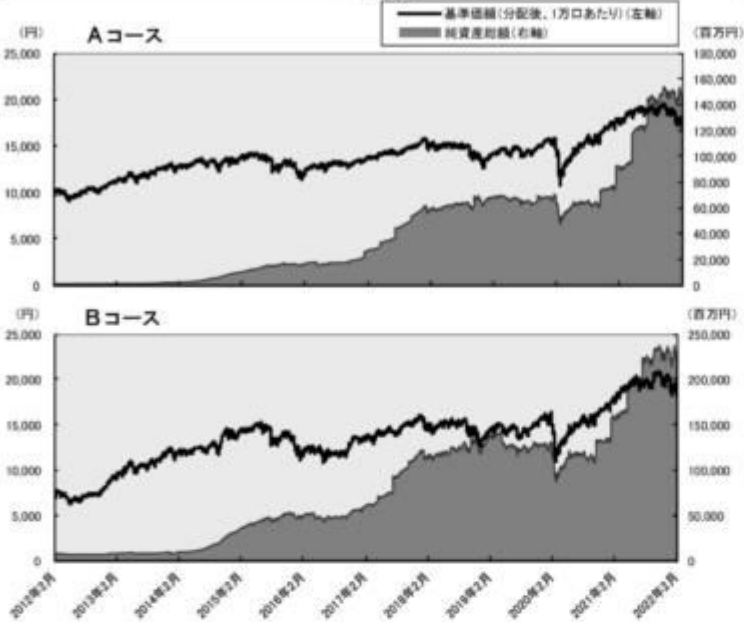
《参考情報》

<更新後>

運用実績 (2022年2月28日現在)

基準価額・純資産の推移

(日次)



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

Aコース	
2022年1月	350 円
2021年7月	350 円
2021年1月	300 円
2020年7月	300 円
2020年1月	300 円
設定来累計	5,010 円

Bコース	
2022年1月	350 円
2021年7月	350 円
2021年1月	300 円
2020年7月	300 円
2020年1月	300 円
設定来累計	4,740 円

主要な資産の状況

銘柄別投資比率(上位)

Aコース

順位	銘柄 (「適格機関投資家専用」を省略しております (8.7位を除く。))	投資比率 (%)
1	野村DFA海外株式/リニューファンドF	27.1
2	ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ(除く日本)F	14.8
3	サンズ・グローバル・エクイティ(除く日本)F	14.3
4	グローバル・エクイティ(除く日本)・ファンドF	10.7
5	ティー・ロウ・ブライス 海外株式ファンドF	8.9
6	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢー新興国株式FC	5.2
7	ノムラ・ワールド(除く日本)エクイティ・ファンドF	4.2
8	ノムラ・アカディアン新興国株ファンドF	4.0
9	ペイリー・ギフォード米国成長株ファンドF	3.6
10	GIMエマージング株式フォーカスF	3.4

Bコース

順位	銘柄 (「適格機関投資家専用」を省略しております (6.7位を除く。))	投資比率 (%)
1	野村DFA海外株式/リニューファンドFB	27.1
2	ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ(除く日本)FB	14.8
3	サンズ・グローバル・エクイティ(除く日本)FB	14.3
4	グローバル・エクイティ(除く日本)・ファンドFB	10.8
5	ティー・ロウ・ブライス 海外株式ファンドFB	8.9
6	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢー新興国株式FD	5.3
7	ノムラ・ワールド(除く日本)エクイティ・ファンドFB	4.3
8	ノムラ・アカディアン新興国株ファンドFB	4.0
9	ペイリー・ギフォード米国成長株ファンドFB	3.6
10	GIMエマージング株式フォーカスFB	3.5

年間収益率の推移

(暦年ベース)



第2【管理及び運営】

2 換金（解約）手続等

<訂正前>

受益者は、委託者に1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付については、午後3時までに、解約請求のお申込みが行なわれかつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものが当日のお申込み分となります。

また、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受けを行いません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認ください。）

換金価額は、解約申込み受付日の翌々営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。またこの他に、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

<訂正後>

受益者は、委託者に1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、ます。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行なわれかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものが当日のお申込み分となります。

また、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付けを行いません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

換金価額は、解約申込み受付日の翌々営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。またこの他に、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

第3【ファンドの経理状況】

野村ファンドラップ外国株 Aコース

野村ファンドラップ外国株 Bコース

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期計算期間(2021年7月21日から2022年1月20日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 財務諸表

野村ファンドラップ外国株 Aコース

(1) 貸借対照表

(単位：円)		
	第30期 (2021年 7月20日現在)	第31期 (2022年 1月20日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	-	7,742
コール・ローン	3,498,696,632	4,841,324,197
投資信託受益証券	118,763,227,210	141,583,698,776
流動資産合計	122,261,923,842	146,425,030,715
資産合計	122,261,923,842	146,425,030,715
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,263,747,141	2,793,233,525
未払解約金	199,102,098	129,060,509
未払受託者報酬	11,048,269	15,957,768
未払委託者報酬	138,103,250	199,472,085
未払利息	3,274	3,059
その他未払費用	1,657,182	2,393,600
流動負債合計	2,613,661,214	3,140,120,546
負債合計	2,613,661,214	3,140,120,546
純資産の部		
元本等		
元本	64,678,489,760	79,806,672,170
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	54,969,772,868	63,478,237,999
(分配準備積立金)	16,770,913,999	13,025,041,162
元本等合計	119,648,262,628	143,284,910,169
純資産合計	119,648,262,628	143,284,910,169
負債純資産合計	122,261,923,842	146,425,030,715

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)		
	第30期 自 2021年 1月21日 至 2021年 7月20日	第31期 自 2021年 7月21日 至 2022年 1月20日
営業収益		
受取配当金	-	32,415,432

	第30期 自 2021年 1月21日 至 2021年 7月20日	第31期 自 2021年 7月21日 至 2022年 1月20日
有価証券売買等損益	9,072,544,628	△2,087,418,043
為替差損益	△27,607,295	23,093,445
その他収益	-	3,631
営業収益合計	9,044,937,333	△2,031,905,535
営業費用		
支払利息	304,761	460,598
受託者報酬	11,048,269	15,957,768
委託者報酬	138,103,250	199,472,085
その他費用	1,664,882	2,503,775
営業費用合計	151,121,162	218,394,226
営業利益又は営業損失（△）	8,893,816,171	△2,250,299,761
経常利益又は経常損失（△）	8,893,816,171	△2,250,299,761
当期純利益又は当期純損失（△）	8,893,816,171	△2,250,299,761
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	387,937,161	148,354,052
期首剰余金又は期首欠損金（△）	31,261,282,026	54,969,772,868
剰余金増加額又は欠損金減少額	20,784,915,478	17,609,694,727
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	20,784,915,478	17,609,694,727
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,318,556,505	3,909,342,258
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,318,556,505	3,909,342,258
分配金	2,263,747,141	2,793,233,525
期末剰余金又は期末欠損金（△）	54,969,772,868	63,478,237,999

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2021年 7月21日から2022年 1月20日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第30期 2021年 7月20日現在	第31期 2022年 1月20日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 64,678,489,760口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 79,806,672,170口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.8499円 (10,000口当たり純資産額) (18,499円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.7954円 (10,000口当たり純資産額) (17,954円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第30期 自 2021年 1月21日 至 2021年 7月20日	第31期 自 2021年 7月21日 至 2022年 1月20日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>0円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>8,506,004,250円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>41,047,847,965円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>10,528,656,890円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>60,082,509,105円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>64,678,489,760口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>9,289円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配金額</td><td>H</td><td>350円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>2,263,747,141円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	8,506,004,250円	収益調整金額	C	41,047,847,965円	分配準備積立金額	D	10,528,656,890円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	60,082,509,105円	当ファンドの期末残存口数	F	64,678,489,760口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,289円	10,000口当たり分配金額	H	350円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,263,747,141円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>0円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>55,547,926,520円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>15,818,274,687円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>71,366,201,207円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>79,806,672,170口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>8,942円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配金額</td><td>H</td><td>350円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>2,793,233,525円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	55,547,926,520円	分配準備積立金額	D	15,818,274,687円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	71,366,201,207円	当ファンドの期末残存口数	F	79,806,672,170口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,942円	10,000口当たり分配金額	H	350円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,793,233,525円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	0円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	8,506,004,250円																																																											
収益調整金額	C	41,047,847,965円																																																											
分配準備積立金額	D	10,528,656,890円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	60,082,509,105円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	64,678,489,760口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,289円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	350円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,263,747,141円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	0円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	55,547,926,520円																																																											
分配準備積立金額	D	15,818,274,687円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	71,366,201,207円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	79,806,672,170口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,942円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	350円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,793,233,525円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第30期 自 2021年 1月21日 至 2021年 7月20日	第31期 自 2021年 7月21日 至 2022年 1月20日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左

3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左
---	-----------------------------------

(2)金融商品の時価等に関する事項

第30期 2021年 7月20日現在	第31期 2022年 1月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第30期 自 2021年 1月21日 至 2021年 7月20日	第31期 自 2021年 7月21日 至 2022年 1月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第30期 自 2021年 1月21日 至 2021年 7月20日	第31期 自 2021年 7月21日 至 2022年 1月20日

期首元本額	43,522,238,208円	期首元本額	64,678,489,760円
期中追加設定元本額	25,706,578,281円	期中追加設定元本額	19,712,276,605円
期中一部解約元本額	4,550,326,729円	期中一部解約元本額	4,584,094,195円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第30期 自 2021年 1月21日 至 2021年 7月20日	第31期 自 2021年 7月21日 至 2022年 1月20日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	7,168,728,922	△2,636,250,113
合計	7,168,728,922	△2,636,250,113

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2022年1月20日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2022年1月20日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	GIMエマージング株式フォーカスF（適格機関投資家専用）	243,230	5,594,533,230	
		MFS欧州株ファンドF（適格機関投資家専用）	159,650	3,705,316,850	
		グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドF（適格機関投資家専用）	375,784	16,067,396,488	
		ノムラーアカディアン新興国株ファンドF（適格機関投資家専用）	277,249	6,309,909,991	
		ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）	726,392	12,340,673,688	
		野村DEA海外株式バリュートファンドF（適格機関投資家専用）	3,044,470	39,419,797,560	
		サンズ・グローバル・エクイティ（除く日本）F（適格機関投資家専用）	1,959,302	18,732,886,422	

		ベイリー・ギフォード米国成長株 ファンドF（適格機関投資家専用）	566,482	4,194,232,728	
		ウィリアム・ブレア・グローバル・ リーダーズ（除く日本）F（適格機関 投資家専用）	2,191,117	20,197,716,506	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ ファンドIII－新興国株式FC	591,909	8,361,306,534	
		ノムラ・ワールド（除く日本）エク イティ・ファンドF	407,809	6,659,928,779	
	小計	銘柄数：11 組入時価比率：98.8%	10,543,394	141,583,698,776	100.0%
	合計			141,583,698,776	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

野村ファンドラップ外国株 Bコース

（1）貸借対照表

（単位：円）

	第30期 (2021年 7月20日現在)	第31期 (2022年 1月20日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	-	12,844
コール・ローン	5,663,525,058	7,415,309,353
投資信託受益証券	193,697,738,647	218,739,923,311
流動資産合計	199,361,263,705	226,155,245,508
資産合計	199,361,263,705	226,155,245,508
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,565,976,398	4,022,006,446
未払解約金	462,988,447	79,235,270
未払受託者報酬	18,790,838	24,783,986
未払委託者報酬	234,885,405	309,799,828
未払利息	5,300	4,686
その他未払費用	2,818,558	3,717,538
流動負債合計	4,285,464,946	4,439,547,754
負債合計	4,285,464,946	4,439,547,754
純資産の部		
元本等		
元本	101,885,039,962	114,914,469,905
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	93,190,758,797	106,801,227,849
（分配準備積立金）	35,579,076,533	33,776,650,441
元本等合計	195,075,798,759	221,715,697,754
純資産合計	195,075,798,759	221,715,697,754
負債純資産合計	199,361,263,705	226,155,245,508

（2）損益及び剰余金計算書

	第30期 自 2021年 1月21日 至 2021年 7月20日	第31期 自 2021年 7月21日 至 2022年 1月20日
営業収益		
受取配当金	-	48,337,953
有価証券売買等損益	23,682,174,135	4,929,497,989
為替差損益	△76,008,147	369,153,573
その他収益	-	24,869
営業収益合計	23,606,165,988	5,347,014,384
営業費用		
支払利息	441,930	654,299
受託者報酬	18,790,838	24,783,986
委託者報酬	234,885,405	309,799,828
その他費用	2,826,258	3,849,065
営業費用合計	256,944,431	339,087,178
営業利益又は営業損失（△）	23,349,221,557	5,007,927,206
経常利益又は経常損失（△）	23,349,221,557	5,007,927,206
当期純利益又は当期純損失（△）	23,349,221,557	5,007,927,206
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,372,947,188	547,478,267
期首剰余金又は期首欠損金（△）	53,425,903,900	93,190,758,797
剰余金増加額又は欠損金減少額	27,715,586,158	19,976,282,117
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	27,715,586,158	19,976,282,117
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,361,029,232	6,804,255,558
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,361,029,232	6,804,255,558
分配金	3,565,976,398	4,022,006,446
期末剰余金又は期末欠損金（△）	93,190,758,797	106,801,227,849

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2021年 7月21日から2022年 1月20日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第30期 2021年 7月20日現在	第31期 2022年 1月20日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 101,885,039,962口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 114,914,469,905口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.9147円 (10,000口当たり純資産額) (19,147円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.9294円 (10,000口当たり純資産額) (19,294円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第30期 自 2021年 1月21日 至 2021年 7月20日	第31期 自 2021年 7月21日 至 2022年 1月20日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>0円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>21,976,400,037円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>88,840,249,348円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>17,168,652,894円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>127,985,302,279円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>101,885,039,962口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>12,561円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配金額</td><td>H</td><td>350円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>3,565,976,398円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	21,976,400,037円	収益調整金額	C	88,840,249,348円	分配準備積立金額	D	17,168,652,894円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	127,985,302,279円	当ファンドの期末残存口数	F	101,885,039,962口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	12,561円	10,000口当たり分配金額	H	350円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,565,976,398円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>43,016,834円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>4,417,033,528円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>107,030,465,860円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>33,338,606,525円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>144,829,122,747円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>114,914,469,905口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>12,603円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配金額</td><td>H</td><td>350円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>4,022,006,446円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	43,016,834円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	4,417,033,528円	収益調整金額	C	107,030,465,860円	分配準備積立金額	D	33,338,606,525円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	144,829,122,747円	当ファンドの期末残存口数	F	114,914,469,905口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	12,603円	10,000口当たり分配金額	H	350円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	4,022,006,446円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	0円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	21,976,400,037円																																																											
収益調整金額	C	88,840,249,348円																																																											
分配準備積立金額	D	17,168,652,894円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	127,985,302,279円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	101,885,039,962口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	12,561円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	350円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,565,976,398円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	43,016,834円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	4,417,033,528円																																																											
収益調整金額	C	107,030,465,860円																																																											
分配準備積立金額	D	33,338,606,525円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	144,829,122,747円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	114,914,469,905口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	12,603円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	350円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	4,022,006,446円																																																											

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第30期 自 2021年 1月21日 至 2021年 7月20日	第31期 自 2021年 7月21日 至 2022年 1月20日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左
---	---

(2)金融商品の時価等に関する事項

第30期 2021年 7月20日現在	第31期 2022年 1月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第30期 自 2021年 1月21日 至 2021年 7月20日	第31期 自 2021年 7月21日 至 2022年 1月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第30期 自 2021年 1月21日 至 2021年 7月20日		第31期 自 2021年 7月21日 至 2022年 1月20日	
期首元本額	77,876,400,984円	期首元本額	101,885,039,962円
期中追加設定元本額	33,075,499,640円	期中追加設定元本額	20,456,896,135円
期中一部解約元本額	9,066,860,662円	期中一部解約元本額	7,427,466,192円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第30期 自 2021年 1月21日 至 2021年 7月20日	第31期 自 2021年 7月21日 至 2022年 1月20日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	18,574,692,455	2,855,243,602
合計	18,574,692,455	2,855,243,602

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2022年1月20日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2022年1月20日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	GIMエマージング株式フォーカスFB（適格機関投資家専用）	318,107	8,669,051,964	
		MFS欧州株ファンドFB（適格機関投資家専用）	304,582	5,731,928,658	
		グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドFB（適格機関投資家専用）	484,395	24,832,994,070	
		ノムラーアカディアン新興国株ファンドFB（適格機関投資家専用）	324,472	9,753,303,848	

訂正有価証券届出書（内国役員信

小計	ティー・ロウ・プライス 海外株式 ファンドFB（適格機関投資家専用）	1,066,540	19,099,598,320	
	野村DFA海外株式バリューファンドFB （適格機関投資家専用）	4,323,448	60,882,794,736	
	サンズ・グローバル・エクイティ （除く日本）FB（適格機関投資家専 用）	2,894,525	29,008,929,550	
	ベイリー・ギフォード米国成長株 ファンドFB（適格機関投資家専用）	828,906	6,423,192,594	
	ウィリアム・ブレア・グローバル・ リーダーズ（除く日本）FB（適格機 関投資家専用）	3,395,736	31,206,813,840	
	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ ファンドIII－新興国株式FD	545,943	12,870,606,225	
	ノムラ・ワールド（除く日本）エク イティ・ファンドFB	630,226	10,260,709,506	
	銘柄数：11 組入時価比率：98.7%	15,116,880	218,739,923,311 100.0%	
合計			218,739,923,311	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

野村ファンドラップ外国株 Aコース

2022年2月28日現在

I 資産総額	143,607,474,540円
II 負債総額	168,590,333円
III 純資産総額（I－II）	143,438,884,207円
IV 発行済口数	84,809,803,253口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.6913円

野村ファンドラップ外国株 Bコース

2022年2月28日現在

I 資産総額	221,083,523,043円
II 負債総額	245,390,020円
III 純資産総額（I－II）	220,838,133,023円
IV 発行済口数	121,001,836,945口

V 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.8251円
------------------	---------

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

＜更新後＞

(1) 資本金の額

2022年2月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

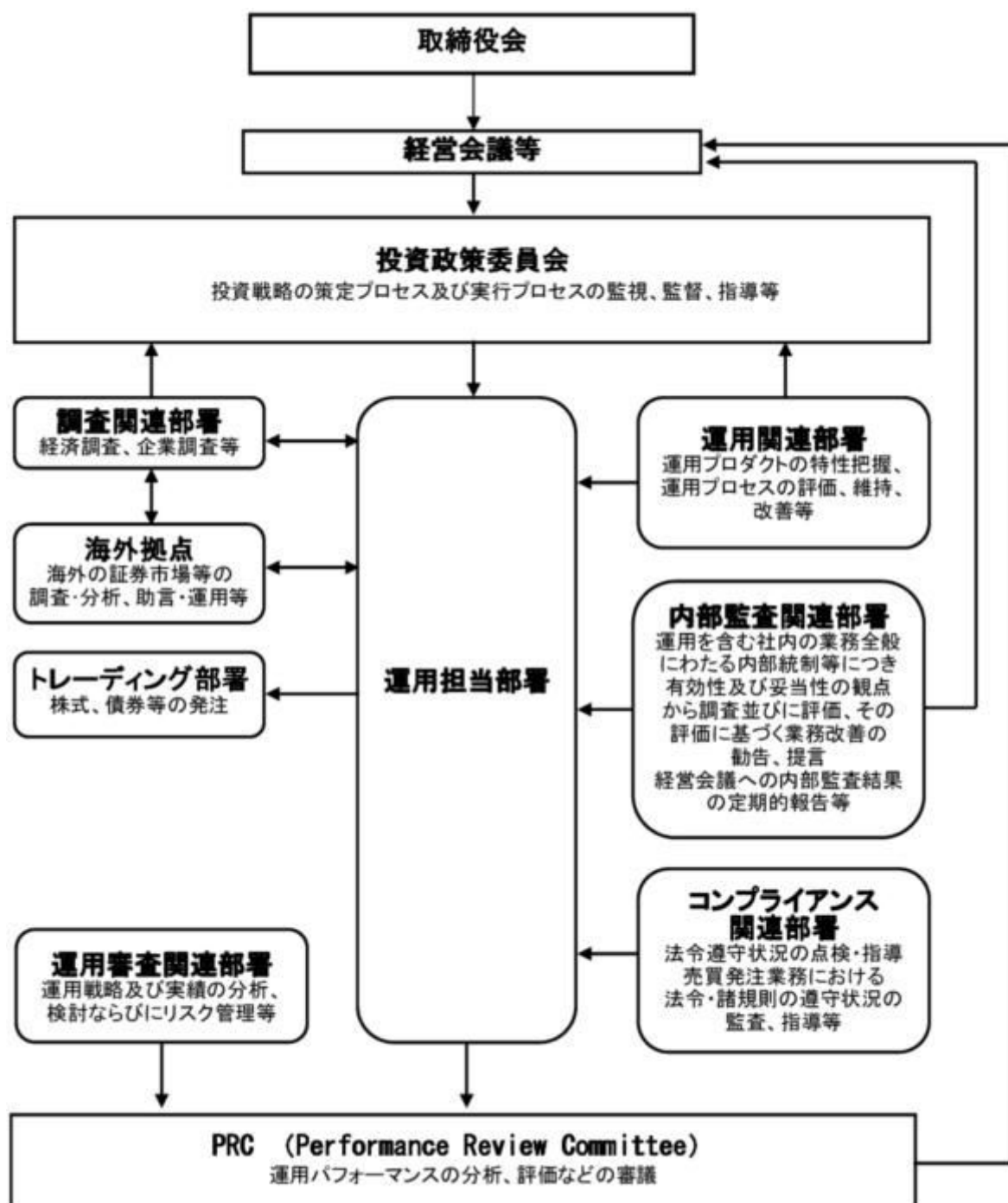
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2 事業の内容及び営業の概況

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2022年1月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	991	37,768,757
単位型株式投資信託	195	773,030
追加型公社債投資信託	14	6,313,919
単位型公社債投資信託	512	1,549,071
合計	1,712	46,404,778

3 委託会社等の経理状況

<更新後>

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1) 貸借対照表

		前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		2,626	4,281
金銭の信託		41,524	35,912
有価証券		24,399	30,400
前払費用		106	167
未収入金		522	632
未収委託者報酬		23,936	24,499
未収運用受託報酬		4,336	4,347
その他		71	268
貸倒引当金		△14	△14

流動資産計			97,509		100,496
固定資産					
有形固定資産			645		2,666
建物	※ 2	295		1,935	
器具備品	※ 2	349		731	
無形固定資産			5,894		5,429
ソフトウェア		5,893		5,428	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,486		16,487
投資有価証券		1,437		1,767	
関係会社株式		10,171		9,942	
従業員長期貸付金		16		-	
長期差入保証金		329		330	
長期前払費用		19		15	
前払年金費用		1,545		1,301	
繰延税金資産		2,738		3,008	
その他		229		122	
貸倒引当金		△0		-	
固定資産計			23,026		24,583
資産合計			120,536		125,080

		前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			157		123
未払金			15,279		16,948
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		3		8	
未払手数料		6,948		7,256	
関係会社未払金		7,262		8,671	
その他未払金		1,063		1,011	
未払費用	※ 1		10,290		9,171
未払法人税等			1,564		2,113
前受収益			26		22
賞与引当金			3,985		3,795
その他			67		-
流動負債計			31,371		32,175
固定負債					
退職給付引当金			3,311		3,299
時効後支払損引当金			572		580
資産除去債務			-		1,371
固定負債計			3,883		5,250
負債合計			35,254		37,425
(純資産の部)					
株主資本			85,270		87,596
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	

その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			54,360		56,686
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		53,675		56,001	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		29,069		31,395	
評価・換算差額等			10		57
その他有価証券評価差額金			10		57
純資産合計			85,281		87,654
負債・純資産合計			120,536		125,080

(2) 損益計算書

		前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			115,736		106,355
運用受託報酬			17,170		16,583
その他営業収益			340		428
営業収益計			133,247		123,367
営業費用					
支払手数料			39,435		34,739
広告宣伝費			1,006		1,005
公告費			-		0
調査費			26,833		24,506
調査費		5,696		5,532	
委託調査費		21,136		18,974	
委託計算費			1,342		1,358
営業雑経費			5,823		4,149
通信費		75		73	
印刷費		958		976	
協会費		92		88	
諸経費		4,696		3,011	
営業費用計			74,440		65,760
一般管理費					
給料			11,418		10,985
役員報酬		109		147	
給料・手当		7,173		7,156	
賞与		4,134		3,682	
交際費			86		35
旅費交通費			391		64
租税公課			1,029		1,121
不動産賃借料			1,227		1,147
退職給付費用			1,486		1,267
固定資産減価償却費			2,348		2,700
諸経費			10,067		10,739

一般管理費計			28,055		28,063
営業利益			30,751		29,542

		前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	4,936		4,540	
受取利息		0		0	
金銭の信託運用益		-		1,698	
その他		309		447	
営業外収益計			5,246		6,687
営業外費用					
金銭の信託運用損		230		-	
投資事業組合等評価損		146		-	
時効後支払損引当金繰入額		18		13	
為替差損		23		26	
その他		23		32	
営業外費用計			443		72
経常利益			35,555		36,157
特別利益					
投資有価証券等売却益		21		71	
株式報酬受入益		59		48	
移転補償金		-		2,077	
特別利益計			81		2,197
特別損失					
投資有価証券等評価損		119		36	
関係会社株式評価損		1,591		582	
固定資産除却損	※ 2	67		105	
事務所移転費用		-		406	
特別損失計			1,778		1,129
税引前当期純利益			33,858		37,225
法人税、住民税及び事業税			9,896		11,239
法人税等調整額			△34		△290
当期純利益			23,996		26,276

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
		資本剰余金			利益剰余金		株 主
					その他利益剰余金		

	資本金	資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金	利 益 剰余金 合 計	資 本 合 計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924
当期変動額									
剰余金の配当							△25,650	△25,650	△25,650
当期純利益							23,996	23,996	23,996
株主資本以外の の項目の当期 変動額（純 額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1,653	△1,653	△1,653
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	33	33	86,958
当期変動額			
剰余金の配当			△25,650
当期純利益			23,996
株主資本以外の項目 の 当 期 変 動 額 （ 純 額）	△23	△23	△23
当期変動額合計	△23	△23	△1,676
当期末残高	10	10	85,281

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270
当期変動額									
剰余金の配当							△23,950	△23,950	△23,950
当期純利益							26,276	26,276	26,276

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	2,326	2,326	2,326
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	10	10	85,281
当期変動額			
剰余金の配当			△23,950
当期純利益			26,276
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	46	46	46
当期変動額合計	46	46	2,372
当期末残高	57	57	87,654

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。） 時価のないもの … 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6～15年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
5. 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。
6. 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。 なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2020年3月31日)	当事業年度末 (2021年3月31日)
※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,296百万円	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,256百万円
※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 761百万円 器具備品 2,347 合計 3,109	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 346百万円 器具備品 643 合計 990

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,931百万円	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,334百万円
※2. 固定資産除却損 器具備品 7百万円 ソ フ ト ウ エ 59 ア 合計 67	※2. 固定資産除却損 器具備品 2百万円 ソ フ ト ウ エ 102 ア 合計 105

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 25,650百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4,980円

基準日 2019年3月31日

効力発生日 2019年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 23,950百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4,650円

基準日 2020年3月31日

効力発生日 2020年6月30日

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	23,950百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,650円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月30日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経

営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,626	2,626	-
(2)金銭の信託	41,524	41,524	-
(3)未収委託者報酬	23,936	23,936	-
(4)未収運用受託報酬	4,336	4,336	-
(5)有価証券及び投資有価証券	24,399	24,399	-
その他有価証券	24,399	24,399	-
資産計	96,823	96,823	-
(6)未払金	15,279	15,279	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	3	3	-
未払手数料	6,948	6,948	-
関係会社未払金	7,262	7,262	-
その他未払金	1,063	1,063	-
(7)未払費用	10,290	10,290	-
(8)未払法人税等	1,564	1,564	-
負債計	27,134	27,134	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済される

ため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,437百万円、関係会社株式10,171百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当事業年度において、非上場株式について2,416百万円（投資有価証券117百万円、関係会社株式2,298百万円）減損処理を行っております。なお、関係会社株式に係る評価損は、過年度に計上しておりました関係会社株式に対する投資損失引当金の戻入益707百万円と相殺し、関係会社株式評価損1,591百万円を特別損失に計上しております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,626	-	-	-
金銭の信託	41,524	-	-	-
未収委託者報酬	23,936	-	-	-
未収運用受託報酬	4,336	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	24,399	-	-	-
合計	96,823	-	-	-

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	4,281	4,281	-
(2)金銭の信託	35,912	35,912	-
(3)未収委託者報酬	24,499	24,499	-
(4)未収運用受託報酬	4,347	4,347	-
(5)有価証券及び投資有価証券	30,400	30,400	-
その他有価証券	30,400	30,400	-
資産計	99,441	99,441	-

(6)未払金	16,948	16,948	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	8	8	-
未払手数料	7,256	7,256	-
関係会社未払金	8,671	8,671	-
その他未払金	1,011	1,011	-
(7)未払費用	9,171	9,171	-
(8)未払法人税等	2,113	2,113	-
負債計	28,233	28,233	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,767百万円、関係会社株式9,942百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について618百万円（投資有価証券35百万円、関係会社株式582百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	4,281	-	-	-
金銭の信託	35,912	-	-	-
未収委託者報酬	24,499	-	-	-
未収運用受託報酬	4,347	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	30,400	-	-	-
合計	99,441	-	-	-

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2020年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2020年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	4,400	4,400	-
コマーシャル・ペーパー	19,999	19,999	-
小計	24,399	24,399	-
合計	24,399	24,399	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2021年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2021年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	30,400	30,400	-
小計	30,400	30,400	-
合計	30,400	30,400	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,551 百万円
勤務費用	1,034
利息費用	154
数理計算上の差異の発生額	△138
退職給付の支払額	△858
その他	17
退職給付債務の期末残高	23,761

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,469 百万円
期待運用収益	436
数理計算上の差異の発生額	△393
事業主からの拠出額	566
退職給付の支払額	△666
年金資産の期末残高	17,413

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,462 百万円
年金資産	△17,413
	3,048
非積立型制度の退職給付債務	3,299
未積立退職給付債務	6,347
未認識数理計算上の差異	△4,764
未認識過去勤務費用	185
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766
退職給付引当金	3,311
前払年金費用	△1,545
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,034 百万円
利息費用	154
期待運用収益	△436
数理計算上の差異の費用処理額	572
過去勤務費用の費用処理額	△35
確定給付制度に係る退職給付費用	1,289

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	57%
株式	24%
生保一般勘定	12%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.6%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,761 百万円
勤務費用	1,016
利息費用	139
数理計算上の差異の発生額	△893
退職給付の支払額	△781
その他	28
退職給付債務の期末残高	23,270

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,413 百万円
期待運用収益	409
数理計算上の差異の発生額	1,328
事業主からの拠出額	824
退職給付の支払額	△626
年金資産の期末残高	19,349

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	19,959 百万円
年金資産	△19,349
	610
非積立型制度の退職給付債務	3,311
未積立退職給付債務	3,921
未認識数理計算上の差異	△2,074
未認識過去勤務費用	151
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,998

退職給付引当金	3,299
前払年金費用	△1,301
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,998

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,016 百万円
利息費用	139
期待運用収益	△409
数理計算上の差異の費用処理額	469
過去勤務費用の費用処理額	△34
確定給付制度に係る退職給付費用	1,182

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	52%
株式	30%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.8%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (2020年3月31日)		当事業年度末 (2021年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,235	賞与引当金	1,176
退職給付引当金	1,026	退職給付引当金	1,022
関係会社株式評価減	762	関係会社株式評価減	784
未払事業税	285	未払事業税	430
投資有価証券評価減	462	投資有価証券評価減	428
減価償却超過額	171	減価償却超過額	223
時効後支払損引当金	177	時効後支払損引当金	179
関係会社株式売却損	148	関係会社株式売却損	148
ゴルフ会員権評価減	167	ゴルフ会員権評価減	135
未払社会保険料	97	未払社会保険料	95
その他	219	その他	341
繰延税金資産小計	4,754	繰延税金資産小計	4,968
評価性引当額	△1,532	評価性引当額	△1,530
繰延税金資産合計	3,222	繰延税金資産合計	3,437
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	4	その他有価証券評価差額金	25
前払年金費用	478	前払年金費用	403
繰延税金負債合計	483	繰延税金負債合計	429
繰延税金資産の純額	2,738	繰延税金資産の純額	3,008
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.5%
タックスヘイブン税制	2.6%	タックスヘイブン税制	1.9%
外国税額控除	△0.7%	外国税額控除	△0.5%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.2%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.2%
その他	0.4%	その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.4%

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

		(単位：百万円)	
		前事業年度	当事業年度
		自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日	自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日
期首残高		-	-
有形固定資産の取得に伴う増加		-	1,371
時の経過による調整額		-	-
期末残高		-	1,371

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

(イ) 子会社等
該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	31,378	未払手数料	5,536
							コマーシャル・ペーパーの購入(*2)	20,000	有価証券	19,999
							有価証券受取利息	0	その他営業外収益	0

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 (*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
 (*2) コマーシャル・ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
 ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*1)	26,722	未払手数料	5,690
							コマーシャル・ペーパーの償還 (*2)	20,000	有価証券	-
							有価証券受取利息	0	その他営業外収益	0

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 (*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*2) コマーシャル・ペーパーについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,557円31銭	1株当たり純資産額	17,018円01銭
1株当たり当期純利益	4,658円88銭	1株当たり当期純利益	5,101円61銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	23,996百万円	損益計算書上の当期純利益	26,276百万円
普通株式に係る当期純利益	23,996百万円	普通株式に係る当期純利益	26,276百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

中間財務諸表

◇ 中間貸借対照表

		2021年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		2,226
金銭の信託		36,349
有価証券		11,600
未収委託者報酬		26,924
未収運用受託報酬		4,497
その他		1,176
貸倒引当金		△15
流動資産計		82,759
固定資産		
有形固定資産	※ 1	2,005
無形固定資産		5,512
ソフトウェア		5,511

その他		0
投資その他の資産		15,622
投資有価証券		1,949
関係会社株式		9,864
前払年金費用		1,305
繰延税金資産		1,951
その他		551
固定資産計		23,140
資産合計		105,899

		2021年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払金		12,617
未払収益分配金		0
未払償還金		5
未払手数料		8,203
関係会社未払金		3,481
その他未払金	※ 2	925
未払費用		9,068
未払法人税等		1,282
賞与引当金		1,966
資産除去債務		296
その他		150
流動負債計		25,381
固定負債		
退職給付引当金		3,265
時効後支払損引当金		588
資産除去債務		1,123
固定負債計		4,976
負債合計		30,358
(純資産の部)		
株主資本		75,467
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		44,557
利益準備金		685
その他利益剰余金		43,872
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		19,265
評価・換算差額等		74
その他有価証券評価差額金		74
純資産合計		75,541
負債・純資産合計		105,899

◇中間損益計算書

		自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		57,049
運用受託報酬		8,278
その他営業収益		219

営業収益計		65,547
営業費用		
支払手数料		19,265
調査費		12,882
その他営業費用		2,443
営業費用計		34,591
一般管理費	※ 1	14,589
営業利益		16,366
営業外収益	※ 2	4,136
営業外費用	※ 3	262
経常利益		20,241
特別利益	※ 4	49
特別損失	※ 5	507
税引前中間純利益		19,782
法人税、住民税及び事業税		4,594
法人税等調整額		1,049
中間純利益		14,139

◇中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株 主 資 本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596
当中間期変動額									
剰余金の配当							△26,268	△26,268	△26,268
中間純利益							14,139	14,139	14,139
株主資本以外の 項目の 当中間期変動額 (純額)									
当中間期変動額合 計	—	—	—	—	—	—	△12,129	△12,129	△12,129

当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	19,265	44,557	75,467
---------	--------	--------	-------	--------	-----	--------	--------	--------	--------

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	57	57	87,654
当中間期変動額			
剰余金の配当			△26,268
中間純利益			14,139
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	16	16	16
当中間期変動額合計	16	16	△12,112
当中間期末残高	74	74	75,541

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。） 時価のないもの…移動平均法による原価法
2 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法によっております。
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。

	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。
5 収益及び費用の計上基準	(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。
	① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
6 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
7 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。 なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

これにより、営業外収益に計上しておりますシステム利用サービスに係る収益について、従来は、当該システム利用サービスに係るシステム関連費用を控除し、純額で認識しておりましたが、控除せず、総額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金に反映させ、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これによる中間財務諸表に与える影響は軽微であります。

（時価の算定に関する会計基準の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

[注記事項]

◇中間貸借対照表関係

2021年9月30日現在	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	1,136百万円
※2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。	

◇中間損益計算書関係

自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	286百万円
無形固定資産	1,006百万円
※2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	3,530百万円
※3 営業外費用のうち主要なもの	
金銭の信託運用損	71百万円
時効後支払損引当金繰入	10百万円
※4 特別利益の内訳	
投資有価証券等売却益	26百万円
株式報酬受入益	23百万円

※ 5 特別損失の内訳

投資有価証券等売却損	0百万円
関係会社株式評価損	77百万円
固定資産除却損	374百万円
事務所移転費用	54百万円

◇中間株主資本等変動計算書関係

自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日				
1 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株
2 配当に関する事項				
配当金支払額				
2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。				
・ 普通株式の配当に関する事項				
(1) 配当金の総額	26,268百万円			
(2) 1株当たり配当額	5,100円			
(3) 基準日	2021年3月31日			
(4) 効力発生日	2021年6月30日			

◇金融商品関係

1. 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計 上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	36,349	36,349	-
資産計	36,349	36,349	-

(注) 1 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当中間会計期間（百万円）
市場価格のない株式等 (※) 1, 2	10,176
組合出資金等	1,637
合計	11,814

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(※) 2 非上場株式等について、当中間会計期間において77百万円減損処理を行っております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3

つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

2021年9月30日現在				
	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）（※）	-	2,452	-	2,452
合計	-	2,452	-	2,452

（※）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託 33,897百万円は表中に含まれておりません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

◇有価証券関係

当中間会計期間末（2021年9月30日）

1. 満期保有目的の債券(2021年9月30日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式(2021年9月30日)

市場価格のない子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
子会社株式	9,758
関連会社株式	106

合計	9,864
----	-------

これらについては市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

3. その他有価証券(2021年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの			
譲渡性預金	11,600	11,600	-
小計	11,600	11,600	-
合計	11,600	11,600	-

◇資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減 (単位：百万円)

	自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日
期首残高	1,371
有形固定資産の取得に伴う増加	48
時の経過による調整額	-
中間期末残高	1,419

◇収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日
委託者報酬	57,003百万円
運用受託報酬	8,273百万円
成功報酬（注）	51百万円
その他営業収益	219百万円
合計	65,547百万円

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 5 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇セグメント情報等

当中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇1株当たり情報

自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日	
1株当たり純資産額	14,666円31銭
1株当たり中間純利益	2,745円08銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。	
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	14,139百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	14,139百万円
期中平均株式数	5,150千株

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<更新後>

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

*2022年1月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

*2022年1月末現在

独立監査人の監査報告書

2022年3月11日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 志保

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ファンドラップ外国株 Aコースの2021年7月21日から2022年1月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ファンドラップ外国株 Aコースの2022年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2022年3月11日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 志保

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ファンドラップ外国株 Bコースの2021年7月21日から2022年1月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ファンドラップ外国株 Bコースの2022年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2021年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 亀井 純子
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 津村 健二郎
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成すること

が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月24日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 津村 健二郎
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 水永 真太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判

断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。